# "小右記』訓読・現代語訳・注釈(稿)

# 寛弘八年(一〇一一) 八月八日条~八月十六日条

### •

である。本号には二○一一年度分の後半を掲載する。生が発表した成果を、授業中に交わされた討議をふまえて補訂したもの記』演習(正式科目名は「日本史認識内容学特講Ⅲ・Ⅳ」)において受講る)は、広島大学大学院教育学研究科で下向井が担当している『小右この「『小右記』 訓読・現代語訳・注釈」(以下、本現代語訳とすこの「『小右記』 訓読・現代語訳・注釈」(以下、本現代語訳とす

#### 凡加

代語訳し、注釈を付したものである。、本現代語訳は、『大日本古記録』本『小右記』の本文を読み下し、現

的な作業という意味を込めて、本現代語訳は(稿)とする。 ち、より精度の高いものにしていきたいと念じている。 暫定的・過渡だほど遠いので、平安時代史研究者諸賢からご意見・ご批判をいただだほど遠いので、平安時代史研究者諸賢からご意見・ご批判をいただまが現代語訳について補訂を施した。しかし決定版というにはまだまた表資料をもとに、山本佳奈が訓読・現代語訳・注釈を作成し、下向一、本現代語訳は、演習で報告担当者が作成した読み下し・現代語訳と

# 下向井研究室

などは旧字体のままとする。、表記は原則として新字体とする。ただし「偁」「闕」「哥」・・・

する。み「てへり」に愛着があるので、「てえり」とはせず「てへり」と表記み「てへり」に愛着があるので、「てえり」とはせず「てへり」と表記だし、「偁(云・曰)、・・・者」の「者」は、広島大学の伝統的な読、読み下し文は歴史的仮名遣いにせず、現代仮名遣いを採用した。た

引用や発言の部分は、終止形でも読点とした。多めに付した。ただし「偁(云・曰)、・・・者(云々)」で結ばれたには句点、文の区切りには、適宜、読点を付した。読点はできるだけ一、読み下し文の句読点について、原則として終止形で終わる文の末尾

右大臣・大納言など)で表記する。代語訳での公卿人名表記の肩書きは兼官名ではなく公卿職事官名(左いるためできるだけ活かすように努めたが、簡素な表現にした。本現一、現代語訳にあたって、本文の敬語表現は人と人との関係性を表して

たり言い換えたり、簡略にしたりしている。、現代語訳は、読み下し文の直訳ではなく、文意に即して言葉を補っ

多々存在する。採用した訳文の解釈の根拠を注で示している場合もあ、現代語訳にあたって、訳文に確信の持てない箇所、不十分な箇所は

注記しないで使用させていただいたことをお断りしておく。 注 『国史大辞典』 釈の大半は、 『平安時代史事典』『平安人名辞 など辞典類の記事を抄録したものである。 典 \_ 日 本 国 Vì ち 語 大辞

注釈 登場人物」として、『史人』 人名の注釈は、 (稿)1に一括紹介した。 頻出者を除き初出時にのみ付した。頻出者は 第三号掲載の『小右記』 訓 読 現代語 主 訳. な

号と頁を 合は交替した担当部分の冒頭に担当者名を付した。 注釈を作成するに当たり、『史人』第三・四号に既出 属は左記の通りである(二〇一一年四月現在)。 担当者名は 内に記した。 (号-頁) と表記した。 一日分の条文ごとに読み下し文の冒 ただし一日分の条文の途中で担当者が代わった場 例 :第三号の百頁 の場 担当者名·学年 頭 の項 合、 0) 日 自は、  $\widehat{\Xi}$ 付の 下に 100 掲 載

者 (学年

教育学研究科博士課程後期 教育学研究科博士課程後期 年 年 (下向井ゼミ) (下向井ゼミ)

尻池

由

教育学研究科博士 教育学研究科博士課程後期 課程前期 年 年 (下向井ゼミ) (白須ゼミ 東洋史

日本史

教育学研究科博士課 教育学研究科博士 教育学研究科博士 究科博士 課 課 程 程 程 前期 前期 前 前 期 期 年 年 年 年 (三宅ゼミ) (三宅ゼミ (三宅ゼミ (白須ゼミ 東洋史 日本史

教育学研

課

程

教育学研究科博士課程前期

年

(白須ゼミ

東洋史

北川 大田黒綾奈 江間さやか 尚之 忠直

が

う

八 月

#### 八日条 奥

# [読み下し]

退出す。 うべし、 八旦、 息有り。 所を、 己酉。 大納言 と仰するが事の例なり(で)。 内裏に行幸有るべしと仰すべきか、 大納言(公)消息して云わく、明後口是れ御禊(※原公)の女御代(4の間の事なり。 夜に入り 頭馬頭(三来たりて雑事を談ず。 明後日、 てへり。答えて云わく、 愚慮を布き了んぬ。 行幸(5)召仰(6) 宣産 殿等 2 の事を行 の御 深更

消

## (現代語訳)

ばならないのだが、 この件について、 ころへ来て、 言藤原公任から手紙で「自分は明後日の行幸召仰で上卿をつとめなけれ 通例なのだと返事をした。 か」との相談を受けたが、 八日、 (藤原娍子) 己酉。 大嘗会のことなどについて打ち合わせをした。 からの手紙を示した。 夜になって蔵 管見を述べておいた。 召仰では 私は 『内裏に行幸有るべし』と言えばよいだろ 人頭右馬頭 (それに続けて)「その所を」と言うの 御禊の女御代についてであった。 藤原 通任は夜が更けて帰った。 通任が私 (藤原実資) 通任は宣耀 大納

#### 〔注釈

(1) 頭馬頭 (蔵人頭兼右馬頭) 藤 原通任 (九七三?~一〇三九)

東宮時代に春宮亮を務め、 大納言 となる。 済 息男。 同年七月禁色雑袍を許され、 姉 妹 の 一 寛弘八年 人に三条天皇皇后娀子 (一〇一一) 天皇践祚に伴 十二月に参議となり、 が VI る。 一条天皇 蔵 長

# 現代語訳

年正 月には従三位に叙され 王 の 春宮権大夫などを務めている。 た。 道長政権下に お いて、 娀子立 后  $\mathcal{O}$ 

仕

2 原城子 (九七二~一〇二五

更に第一皇子敦明親王が後一条天皇の皇太子となりながら結局道長の 露骨に妨害した。 ある娍子は始終彼女たちの権勢に押され不遇であった。 たのちには左大臣藤原道長女妍子が次々と東宮に参り、 但 年 堀河女御と称された。 大納言済時 圧力に屈し、 れて入内したものの娍子に先んじて中宮となり、 は、 に衛中将藤原道雅との密通が露見し、 (一〇一一) 女御となり、 娀子の先には摂政藤原兼家女綏子、 娍子の後半生を特に悲痛なものにしたと思われる。 敦平・師明親王、当子・禔子内親王を儲ける。 の一女。 寛仁元年(一○一七)皇太子を辞退するに至ったことな のみならず、第一皇女当子内親王が斎宮退下後、 母は源延光女。三条天皇の皇后。 東宮妃として正暦二年(九九一)入侍。 長和元年 以後母后宮に閉居早世したこと、 (一〇一二) 四月、 関白藤原道隆女原子が、 道長は娍子の立后を 天皇との間に敦 妍子は最も遅 大納言の 皇后となる。 宣耀殿女御 寛弘八 ま 左

#### 3 御禊

「みそぎ」の尊敬語。 大嘗祭の前月の十月下旬に行う。 行幸の日には文武百官が従い、 女御以下女官も車を連ねて供奉し、 天皇や斎院などの禊を御禊という。天皇は即位 節旗を進め、 鴨川、 行装華麗であった。 主に三条の河原で行われ 節下の大臣 は騎馬で

### 4

子女の中から選ばれた。 御自身が奉 たため女御代が置かれることとなり、 大嘗会御禊行幸 政策により、 -仕する場合もあるが、 Fの際、 女御を持つ年齢に達しないまま帝 臨時に選ばれて女御の代わりを務める女性。 本来御禊には女御が奉仕 多くは大臣・大納言など有力貴族の 以後常置の職となった。 位につく例 したが、 藤原氏の外 が開かれ なお 女

> 朝臣伝宣耀殿女御 奉仕した女性が列記されている。『小右記』 たことによるものだろう。 れたらしい。この変更は、 年閏十月二十七日条)、 道長が女御代の出車に関する雑事を執り行っていることから 御禊事』には 車の仕様と準備について実資に相談していた。 金作車云無世間、 |年に大嘗会を行う予定であった段階では| 大嘗会御禊事』には、 「尚侍威子 又不可忽造、 々消息云、 大嘗会の延期に際し女御代も藤原威子に変更さ 朱雀天皇より花園天皇に至る歴代の 〈道長公三女〉」と見え、 長和元年四月に娍子が女御から皇后になっ 可奉仕女御代、 仍答可奉黒作檳榔車之由 同年九月九日条には 彼日可出金作檳榔毛車者 娀子が女御代に定まり出 しかし前掲の 『御堂関白記』には 了 女御 (長和元 『大嘗会

当

#### 5

天皇が譲位した六月十三日から、 条天皇は新造内裏に遷御せず、 院を居所としていた。 八月十一日の内裏遷御のこと。 一九九七年 (参考:詫間直樹編 内裏は寛弘三年に完成していたが、 未使用の内裏への遷御となった。 三条天皇は道長の邸第である東三 『皇居行幸年表』 一続群 :書類従

### (6) 召仰

上位者が下位者を呼び寄せて特定の任務につくことを命じること。 朝廷の儀式・行事の役目についていう。

(7) 『北山抄』巻第六 其時"其所"可有行幸、 依跡 (備忘略記、 候條、 (或跡乃末々仁、 行幸召仰事) は、 或依其年跡 Ŀ 媊 は 云々〉」 明 日

# 九日条

と仰すと見える。

九日、庚戌。 〔読み下し〕

しき所は若しくは夢想か、 将たまた易筮(タ)か。 詳しく陳ぶる所無し。

召使云く、 只気色を見るの 外記孝道(四日 申 せ し めて云わく、 駒

これを行う、と云々。 参入すべし、 て ŋ 所 労の由を答う。 後に聞 秦(山 有 ŋ 尹中納言参入し (藤原時光) 而るに上卿参ら

#### 〔現代語訳

想なの あった。 うとしなかったため、 いような) 旦 庚戌。 あることについ はたまた易筮によることか、 丹波守大江匡衡とあれこれ話したときに、 彼の様子から言わんとすることを察するばかりで て語ったのであるが、 話をぼやかして具体的に述べよ 疑わしい部分は彼 (ここに記 の夢 せな

が参入しないので、 が悪い -納言藤原時光が参入し、 使 (太政官の雑用係) ので行けないと伝えさせた。 私にかわりに参入してほしいと伝えてきた。 駒牽を執り行ったらしい。 が外記の我孫孝道の命を受けて、 後々聞いたところでは、 駒牽の かわりに 私は体 É 卿

## (8) 大江匡

る赤染衛門を室とし、 たことは、 年 部 を託されている。 大輔重光男。 (九八九) と書き遺し、 長徳三年 (九九七) 数多くの詩会に詩を賦 長和元年七月十六日に至り卒去。 文章博士に任ぜられる。 母 は その学才をうかがうことができる。 その死に際し実資は 挙周・江 条摂政藤原伊尹家の女房三河。 には東宮 . 侍従を儲ける。 (居貞親王、 博士として長保、 漢詩集 当 文章生より出身。 時 藤原実資は匡 『江吏部 名儒無人比肩、 のちの三条天皇) 和漢の才に秀 女流歌人であ 寛弘の や家集 |衡より 文道 年号 永祚

> 三国 衡 集 を遺したことからも知られ

ぜ いちく) を 荊 をすること。

易 : なる。 解は大学寮、 (六日七分法) いも大学寮諸道兼学の儒者あるいは密教僧 中国起源の占 本筮 (楪筮法) 占いは陰陽寮の職掌とされたが、 による天変怪異占や占日、 法 の による病事・怪異等の占断 種で、 『易経』に基づくもの。 命期易が行われる。 宿曜師 平安中期ごろまでに、  $\mathcal{O}$ ほ か、 の行うところと 漢代象数易 規定では経

## 10) 我孫孝道

が 記 寛弘四 (一〇〇七)、 後院預に任ず (『小右記』)。 『権記』・『小右記』にみえる。 として奉仕す(『権記』)。寛弘八(一〇一 外記とみえる(『西宮記』)。同・十一・一、 勘解由主典であったが、 万寿二 (一〇二五)・一〇・二八  $\overline{\phantom{a}}$ 寛弘七(一〇一〇)・七 も外記としての 御暦奏に、 権少 活 躍 外

#### 11 駒牽(五— 128

外の三 御は一 0) という順で貢 宮中で天皇が覧じ、 武蔵小野、 八月に行われる。 信濃・上野・ 〈国真衣野の駒牽が行われており、 貢馬だけ 真衣野御 計之依代始致勤欤、 十五日(のち十六日に変更)信濃諸牧、 条天皇を最 玉 の いが室町 二十三日信濃望月、二十五日武蔵諸牧、 馬牽云 駒牽は廃絶し、 武蔵・ 馬が牽かれた。 々、 式日は八月七日に甲斐真衣野・ 時代まで行われた。『小右記』 後に見られなくなり、 甲 貴族たちに馬が分給され、 年来多過式日牽之、 ・斐四国の 後年随形勢欤」と見え、 八月十六日に行われるようになっ 御牧 世紀初頭まで維持されるが 本日条はその (勅旨牧) また十一世紀中葉には 或臨冬月牽之、 十七日甲斐穂坂、 彼らが牽く儀式。 から貢上された馬 後日 同年八月 七日に 柏前、 二十八日 は 十三日 式 七日条には 日 守式日牽 た望月牧 二十日 天皇出 **L武蔵秩** 通 信 諸 毎

#### 十日条 (奥

15

## 〔読み下し〕

十旦 を仰すい、 辛亥。 今日 行 幸召 仰 なり。 大納言公任卿之を行う、 と云々。 嵵 剋

・侍従中納言・右宰相中将 (藤原行改) (藤原兼隆) ・ 伊東 石字 田中将 座に候う。 す。左 府(藤原道長) 臨昏罷り出 · 左 宰 (源 内 (藤 内 (華 原 (本 (華 原 (本 (本 (本 ) (本 ) ·左(藤原夷成) 藤大納言· 藤大納言· 春宮大夫・ 御念仏の 間 [御前 治部卿

#### [現代語訳

つとめたということだ。 目 辛亥。 今日は行幸召仰である。 行幸の時刻を仰したらしい 大納言藤原公任 が 召仰 0) Ŀ 卿 を

右大臣藤原 夕暮れに私は一条院を退出した。 同 のはじめ私は一条院で行われる御念仏に参入した。 源俊賢・同藤原行成・参議藤原兼隆・同源経房・ が顕光・ 御念仏の間、 内大臣藤原公季・大納言藤原道綱・ 公卿たちは中宮彰子の御前の座に伺候してい 権大納 同 大臣 藤原実成が参 正藤原道: 言藤原斉 長

たちを労うために差し入れた。 瓜を三駄、 右近衛陣 (校書殿東庇南 月 (華門) 0) 右近衛官 近衛

#### 〔注釈〕

12 )時刻

明日の 行 幸 0) 開 始 時 刻 註 7 参

13 )熟瓜

熟したまくわうり。 ほぞち。

二年七月二十三・二十五日、 三年七月二十九日、 十一月、 官や相撲人に対し、 事 実資が右近陣に熟瓜を給わった例は他に、 相撲人に対して給わる例が多い。実資は暑い時期に右近衛府の 例がある。 頭に負わ 万寿三年八月七日、 せる荷物の 陣以外にも、 労いのために熟瓜を給わっていたようである。 万寿二年七月二十六日)、相撲還饗 量。 概略の量をさして助数詞的に用 同四年八月九日、 八月二日、寛仁三年七月二十六日、 相撲人が実資のもとに参来した際 寬仁三年七月二十五 長元二年八月九日)な (寛仁三年八月 (長和 治安 日 陣

### 十一日条① 【江間

# 〔読み下し

件の事、 無かるべし。 仰せ事有り。 仍って一定無し。 を以て上 人を以て御前に召し行わるは如何。 きの御消息有り。 す。諸卿祗侯す。 立て饗を居うべきの由、 十一日、壬子。 儀に預る。 気色有り。 若しくは蔵人頭を以て伝え仰せらるは如何。皇太后大夫、同じく此以て御前に召し行わるは如何。自ら又、承り行うは便無かるべきな 何。 階の事を伝え仰せらるは如何。 右府を御前に召し行わるべし。 気色を見さしむに、 然るべからざるの状を奏せしむ。 思慮廻らし難し。 確執するに益無し。 而るに我が為に此の憚り有らば、 今日、 即ち参上す。示されて云わく、 彼是相共に陣後を徘徊するの間、 右大臣退下す。 〈広隆・ 小時、 内 外記、 裏に遷御い 清水・ 左大臣已下参入す。 此の事、 右金吾に触る。 他人をして叙位を行わしむるべからざる 仍って頭を以て右府に伝え仰せらるは 陣後に佇立し余を招きて云わく、 祇園〉 するの行幸なり。 而るに未だ叙位を行われず。 疑慮の間、右府殿上に参上す。 次人を以て行わるは、 <sup>(1)</sup>。午三刻、 他人、太だ申し 然れども猶お許容無し。 仍って起座し殿上に参上 勧賞(3)等有るべきの由 暫く仗座に候う。 左府、 扈従するに 参内す。 殿上に参るべ 難し。 事の忌み 是より 机を 次 頭

と云 家の の叙位、 は 兼ねる)・ 助高階在 事を右大臣に仰す 旨を知らず心。 匠 に於い 信 Ó 助 賞 者 6 橘 なる難 旧 平 禁色 、 て 蔵 な 主 修 頼 未だ其 左衛門督の の座に着す 左 より (4) ° |近中将公信・右近中将頼||道(3)・右近将監藤親業(3)  $\mathcal{O}$ の御時の禁色の人な 通室并びに乳母に処分を以てす。 左衛門 禁色宣旨、 無かる 雑 0) 袍 昇殿・ 意を得ず。 頼宗今日禁色を聴され、 左大臣奏慶拝舞せしむ。 督 企正 家司。 i の 乳 〈饗有り〉。 きの 判官雅康窓。 二位教通、 之の中に在り、 行幸の 雑色②・ 母子(22)。 従四位上子女王<sup>(2)</sup>、 由 左近少将経親<sup>(3)</sup>・ 左大臣家の |翌日右府に下る。 了 蔵 禁色(26)の Ų 人頭道 頼宗・ 大臣、 昇 公 ぬ 二位 頼宗、 明道方、 動 信は 殿、 左 て ·春宮亮道雅(3)· 左衛門尉藤頼祐(3)· 賞の子を以て、 · 〜 り > 。 大内記 即ち三 左衛門権佐為義(2) 禁色を聴さるの後、 人等を定めらる 此 事、 即 の事を仰 勅語を含み、 :記為政朝臣( 産<sup>選)</sup> 左衛門督の京 已上家の子。 ち 右府 品に叙す。 一殿上に 両端に分 より以 朝臣なに仰 云 いわく、 左 公成(39)、 叙位 前 衛 カコ 〈蔵人、 女四 門 従四 (摂津守を 左大臣 蔵 蔵 督 従 . の 人(4)、 雑色、 人頭に 未だ其 す。 五位 位 人々 右大臣 頼 已上 縫 通 下 昇 殿 件 同 御  $\sigma$ 下

> 11 0 道  $\mathcal{O}$

が参入し 十 一 月 、 '饗饌を用意しますと 半ごろ)、 たち て 清 壬子。 私 水寺・八坂 は はそれに扈従するため 私 暫く 実 は は 今日 東三条殿 私 陣 神社 参 は 0 は て、 天皇が 議 座 何 の三 懐平に伝えたので、 左大臣 カコ い 参内した。 一箇寺に諷 0) た。 東三 公 L藤原道□ その 卿 (遷 を陣 条 とき外 誦を修した。 殿 私が参内 御・ の後ろ 長以下の カュ 扈 5 た記が、 諸卿 従が無難にすむよう)、 で時 内 する前に参議 は 公卿たちも参入して 午の三 起座 間 陣 を潰 座 御する行 刻 殿上に してい 机 藤 午 を 原 .参上 ※懐平 た 並 後

ち

に 問 11

が  $\mathcal{O}$ 

正

れる藤

原教

通

原

頼

左

大臣

家

0

ると、 に行わ ただずんで私を招き、 を伝達させるのはよくないことなのだがと考えあぐね ないだろう。 とははなはだ申し上げにく 大臣顕光に行わせることに別段問 か」と言っ るというのはいかがなもの と奏上したのだが、 賞を行うという仰せがあった。 すぐに参上したのだっ 題はな 、頭を 一預った。 参上し ない。 もり 勅 は た。 退下したの 右大臣顕 長本人ではなくその 勧賞叙位は 位に をうけて(陣座に来て)、 他 通 私 せたくないのだから、 のようだ。 左 はは反 叙さ 座 人に 大臣 初めての て、 0 0) て右大臣顕光に (光が殿上へやってきたので、 なか 饗に で、 ではないです 対意見を述べても無駄だと思ったので、 ならば天皇が蔵 御 道 東三 このことを天 前での叙位をさせてなるものかという強 なか名案は思い 意見を求めた。 長 へから (私たちも 叙 一条殿の 天皇は私の助言を聞き入れようとは 位 かしながら 「叙位をどうしようか」 た。 量なのに、 次席 |殿上に参上するようにと直 蔵 か 主である道 参上した私に道長は、 か。 0 (陣 陣 人頭 叙位の人々につ 皇に奏聞 従三位に叙される藤 私としては右大臣が 人頭に命じてお伝えになるのはどうだろう め と申し上げ 右大臣芸 座で叙位を行うよう) 浮かばなかった。 蔵人頭に自分より上階 権大納言藤原公任 天皇は即 私 次席の右大臣顕光を御 座 源 題があるわけでは (道 に (道長) 道 戻っ 方が、 長の家子や家司が 長 藤 結論は出 位して以 原顕光を御前 た)。 た。 た。 は、 がみずから行うのもまたよく (道長 いて右大臣 と問うた。 右大臣 左大臣道長は 左大臣道 それはやめ なか 今 回 0 行って問題は も私と一 来まだ叙位 Þ 天皇から 奏聞、 な 命じら に召 宗 顕 道長に った。 ていたところ 0  $\mathcal{O}$ 前 手 い 対 光以 者に は 顕 を受け 道長の に召 い意思が表 長 が 叙位を次席 なさらな 象となるの 光に が 緒にこの して行 たほ を貰 下 すぐに殿上 ħ 陣 道長が 右 叙 して行 を行わ 「天皇が 大臣 ない 仰 0 表 の後ろに 位 幸の うがよい こせた。 公卿た わうお 情 <sub>の</sub> た をみ こと など れ 顕 顕 わ 蔵 当 光 光 右

に

原幸子は 兀 息である。 るよう命 位上に 頼通乳母 叙される隆姫女王は権中 従四位 子である。 一下に叙される藤原保昌は権中 右大臣顕光は、 納言 1頼通の 室、 大内記慶滋為政に位記を作 納 従五位下に叙される藤 言 藤 原頼 通 の家 訶 従

> が 八

日

ま

あった。 公成 雅康であった。 色・禁色の人などを定められた。蔵人は縫殿助高階在平・勘解由判官平 まれていた、 れたという。 佐藤原実経・左近少将源経親・春宮大進橘則隆であった。 大臣に仰 はこの叙位 宗は今日 人であった。 修道・ 今回の叙位はわけがわからない。 下された宣旨のなかには どうしてこのように分けたのかその意図はわからない。 権中納言頼通家への賞は頼通室隆子女王と乳母藤原幸子に与えてい 匝 人が禁色勅許を受けたが、 左近中将藤原公信 右近将監藤原親業・左衛門尉藤原頼祐・藤原行任 せられるより前 禁色を聴されてすぐに三位に叙された。女蔵人は四人が補さ への謝意を込めて奏慶拝舞した。天皇がこの叙位について右 と言った。 この禁色宣旨は、 公信は禁色を聴された後、 昇殿は左衛門権佐橘為義 ・右近中将藤原頼宗・春宮亮藤原道雅 左大臣道長は御前において蔵人・昇殿 行幸の翌日内大臣公季に下される。 蔵人・昇殿の人・禁色・雑袍の宣旨が含 彼らはみな、一条天皇の御代の禁色の 左大臣道長家への賞は道長の子に与 蔵人頭に補された者である。 (摂津守を兼ねている)・右兵衛 雑色は内匠助 左大臣道長 藤原則信で 公季 藤原 頼

16) 内裏は寛弘二 司 十一月二十五日には新 御 月 の予 に崩 道 定 長の東三条第に遷御した 御した。 があったが 年十一 三条天皇は六月十三日に一条院において践 月 造 条天皇は遷御することはなく、 十五 内裏の造営が終了してい 日に焼亡 (『紀略』・『権記』など)。 六月二十 (七度目) しており、 た。 同二十六日には 寬弘八年六月 寛弘

> 裏に入御するも同年十 (『皇居行幸年表』)。 iz 内裏に居したが、 は新造内裏入御 この後、 三条天皇は長和三年二月 同焼亡後は道長の枇杷殿に遷御、 一月に再び内裏は炎上して枇杷殿に移って 目 時 定が あ ŋ (『権 記 ) ([] 九日に内裏が 八月十日 翌年に に行 亡する 召

(17)例えば、春日祭のために 東寺・ 祇園・ 二十八日条など)に同様の事例が見られる。 夢想・体調のよくない場合 に扈従するために諷誦を修したと考えられる。 実資は物忌でも外出しなければならないときに諷誦を修してい ために今日から七日間清水寺に諷誦を修す 年三月二十日条)、 年二月二十七日条)、円融上皇の一 元年二月九日条)、 では六角堂が最も多く、 日条の場合も同様、 あった。 (寛仁二年十月十六日条など)・厄日 (長和二年八月十七日条など) や 清水・祇園など) 賀茂神宮寺・北野など。複数では三箇所 官奏のため 今明物忌で三日間の假文を出すも賀茂祭以前 物忌など外出を謹むべきであるが内裏遷御の行 清水寺・東寺がそれに続く。他には広隆寺 の事例が多く、 「今明物忌、 (治安三年六月二十一日条、 「従今日四箇日物 種物興のため 修 五箇所・七箇所に及ぶ場合も 諷 (同年四月十八日条) 誦 諷誦を修す場所は、 物忌の他にも、 ( 広 隆 忌 外行之有 「依物忌修諷誦 修諷誦出行 清水・ 万寿四年十月 所憚」 小衰日 た。 など、 である 祇園、 (寛 単 本 和

#### 18) 勧賞

賞には僧位 御 主の賞、 労を賞して官位を授け、 「かんしょう」とも訓む。 :所や寺社の造営の賞など色々 行事の際の舞人・楽人に対する賞、 僧官の 例が多い あるいは物品を与えること。 朝儀・公事の奉行の賞、 あるが、 位階を授ける例が多く 祈祷の賞、 行幸 計軍功の賞 御幸先の家 W しょう」

<u>19</u> |藤原保昌 (九五八~一〇三六) (三— 76

日向 左馬頭等を歴 大納言元方孫。 人であった。 一仲室となり、 肥前 ・ 任。 頼信を儲けた女性がいる。 従四位下致忠男。 時 'の為政者藤原道長に仕え、 丹後・山城・摂津等の国守、 母は醍醐天皇皇子源允明女。 長保四年 いわゆる家司受領の一 及び円融院判官代、 (10011)妹に源 叙爵。

# 20)隆姫女王 (九九五~一〇八七)

御くしのたまりたる、 った際、 子に恵まれず式部卿敦康親王の娘嫄子女王を養女とした。 中務卿具平親王女。 やうなり」(『栄花』一二)と評され、 月二十二日薨去。 一衛門督であった藤原頼 一年 (一〇八五) 父道長が 「男は妻がらなり」と言って喜んだことは有名。 母は左大臣源高明女。 高倉殿北政所と号する。 には園城寺の常行堂を供養している。 御几帳のそはより見ゆるほと、唯絵に書きたる (通と結婚。 具平親王より頼通を婿にと話があ 和歌も能くした。 寛弘六年 (一〇〇九)、 仏信篤く、応 御 寛治元年十 衣の裾に 当時 実

## 21) 藤原幸子

自・生没不 詳。 左 一衛門督 藤 原 頼通の乳母子。

#### 22) 乳母子

というが、 る者もあらわれた。 夫が養君のとり立てによって家司となったり、 古代・中世における擬制的 養君からみた乳母の子のこと。 血縁関係の一つ。 平安時代には乳母子や乳母 乳母の養育した者を養君 その政治的地位を高め

その あたり、 たは従者 係は非常に親密で、 実母に代わって子女の養育に当たる女性の称。 教育 身分の高い場合ほど幼少時の実生活全般を見る傾向が強い。 範囲は読書・ 郎等格の者のうちから、 近親に近い扱いを受けた。 作文はもちろん、 特に当該父母の信頼を受けた者が 貴族の場合は詩歌 乳 母 • 乳母と被 傅は通常親族ま 扶養者との 管絃、 武 関

の場合は武芸にまで及んだ。

慶滋と改姓)。 極位は従四位上。藤原実資家司。 儒者、 式部少輔、 文章博士、 慶滋保章 男 内蔵権頭、 『拾遺』 (保章は賀茂氏の出 以下の勅撰集に四首入集 河内守、 能登守等を歴

# 24) 行幸における勧賞対象者につい

とからも、 賞はなかった。 四年九月二十日の行幸がある。 化していなかったとみられるか。 る者たちは皆、 藤原能信 であったが、『小右記』『御堂関白記』によれば勧賞に預かったのは、 本日条と同様に、 道長妾)、 藤原亮子・源和子 藤原嬉子・藤原尊子 藤原定頼 (中宮亮)、 (道長子)、多米国平・橘為義 当該期には行幸の勧賞において父子間での勧賞の 藤原教子・時子 本日条で実資が頼通関係者への勧賞を批判しているこ 道長自身の子女・家司などであり、 道長の邸宅から新造内裏へ遷御した例として、 (道 長 (道長女)、藤原儼子・藤原穠子 菅原典雅・平重義・甘南備保資 「家人名人」)であった。当家に関係す この時は枇杷殿から新造内裏 (禎子内親王 (道長家司)、 〈三条天皇第三皇女〉 頼通の 藤原兼経 関係者に勧 (藤原為光 譲は へ の (道長家 (東宮

#### 25) 雑色

蔵人所の雑色。 名誉の職 で、 公卿の子孫やしかるべき諸大夫が補

# 26) 禁色

やがて蔵人に転じた。

地にまで及ぶようになった。 後はこれを禁色というのが普通となり、 の当色以上の服色は禁止されていて、これを禁色といった。 律令の衣服令では、 ち広く天皇・皇族などの貴人の服色の使用が厳禁され、 位階によって規定された服色を当色とい 摂関家の子弟は元服の際に禁色を許され また服色だけでなく文様や服 安中期以 自己

(27) 高階在平 (7) 高麗 (7) 高麗

路 四、一一、丞在平。 宇佐使・山陵使発遣を奏す。長和元(一〇一二)・正・四、式部丞在平。 蔵 弦を奉仕す 寛弘五 (一〇〇八)・九・一一、 朝臣と見える。 に打凌される。 頭濫行多く、 子の許へ御使となる。数盃にして泥酔の気となる。 人に補せらる。 (『御産部類記』)。 治安三 (一〇二三)・四・一六、在平朝臣。 行事の在平召さる。 同・一〇・一九、蔵人縫殿高階在年 [につくる]。 娍子の立后に奉仕す。 寛弘八・八・一一、 六位、 万寿元 (一〇二四)・二・六、 縫殿助高階在平。 同・一一・一一、高階行敏 縫殿助高階在平。 禄を賜る。 中宮御産に鳴 賀茂祭当日 在平 同•

## (28) 平雅康

同• 式部丞も兼ねており、 解 (一〇〇六)、 由判官。 生昌の男。 人縫殿助平雅康、 初めて宣旨を下す。 九・九、 御譲位の令旨を春宮に伝え、同・八・一一、 蔵人雅康。 文章生平雅康。 安芸守となり、 御勅使となり、 『小右記』にその活躍が見える。 同・一二・二八、三宮 重陽平座に奉仕し、 春宮殿上となり、 正五位下に叙す。 禄を賜っている。 九・一九、 (敦良親王) 寛弘八・六・一三、 千載集作者。 長和 蔵人勘解由判 蔵人となる。 一年以降は の着袴に、 寛弘三 勘

# 29) 橘為義 (?——〇一七)

波守に至る。 原道長の家司。 『後拾遺』 長和五年 一条天皇皇子敦康親王家司、 以下の勅撰集に四首入集。 道文男。 (一〇一六) 文章生 十一月十二日条によれば能書でもあっ 一の出で、 皇太后 蔵人などを経て正 『本朝麗藻』に詩を遺し、 (彰子) 宮大進等も 兀 位 下丹

# (3) 藤原実経 (九九八~一〇四五) (三—93)

た。

元服。 贈物をしたことが知られる。 仲を儲ける。 経頼室・藤原長家室となった女性がいる。 を歴任し、 れたとの記事があることから、 『権記』 大納 右兵衛佐、右近衛少将、 言行成男。 寛弘三年(一〇〇六)三月十六日条には、 正四位上に至る。 また女に藤 母は左京大夫源泰清女。 原経 但馬守在任中、 輔男 長徳四年誕生と考えられる。 民部権大輔、 (師家か) 室に大江 弟に良経 侍従、 藤原頼通・実資に過 と婚した女 九歳で昇殿を聴さ 但馬守、 .清通女が · 行 経 寛弘六年 れり、 近江守等 が 姉 妹に

#### 31) 源経親

に舞人となる。 · 二 : 四 五上左近権少将。 殿を聴さる。 石清水臨時祭試楽の舞人をつとむ。同・八・一一、右近少将経親。 源道方の男。 道長の五十賀法会に内裏御諷誦使をつとむ。寛仁元(一〇一七) 左近少将経親、 寛仁二・正・一〇、 長和二 (一〇一三)・四・二三、五位経親。 五蔵、 左近少将経親五位殿上人。道長の任太政大臣に録事をつ 同・六・二三、従五上源経親、 五位蔵人に補せらる。長和四・一〇・二五、 相撲召合の出居に着座す。 左京大夫、 右少将経親。 経親。 備前守に任じ、 今年叙四位、 春日祭使となる。三・七、 長和三・正・二六、従 旧臣。 少納言に任じ、 正四下に叙 昇殿を聴さる。 道長の賀茂詣 す。 左近少 七・二

#### 32) 橘則隆

長の 敦成親王家別当、 長覚を儲けた女性がいた。 生没年未詳。 家司的な立場にあり、 (藤原威子) 駿河守敏政男。 春宮(敦成親王、 亮、 左兵衛尉 長徳元年 但馬守等を歴任。 子に内大臣藤原能長室となり、 のちの後一条天皇)大進 (九九五) 右衛門尉 極位は正四位下。 十一月、 六位蔵人、 彰子の入内に 式部丞、 権 藤原道 刑部大 大僧都

内 際 .裏の情報を道長のもとにもたらしていることが史料に散見する。 し中使を務め、 同月倫子 (道長室) の輦車 勅許を伝えている。

#### 33) 橘修道

長和二(一〇一三)・三・二六、 内匠助橘脩道。 仁王会の装束僧房に定

## 34)藤原親業

祭使定めに、 三・正・一五、 同 右近将監親成につくり、 従 せらる。 事蔵人であったが遅参し、 五下に叙す。 原季随の男であるが、 長和三・正・一〇、 道長の賀茂詣の舞人となる。 同・九・一一、 右府前駆親業朝臣。 親業すでに二度奉仕の実績により免ぜらる。三・二九、 寛弘五 (一〇〇八)・正・一一、右近将監親業。 右近将監藤親業。 殿上を聴さる。 右近将監。 四・一八、 藤原陳政の子となる。 六位右近将監とみえ、寛弘八・四・一三、 懈怠者とみられる。寛仁三(一〇一 円融院国忌の堂童子をつとめている。 同 同・八・一〇、 雑色に補せられ、 賀茂祭に馬を道長に借りている。 蔵人に補せらる。二・三、大原野 四・二三、 蔵人、 六位右近将監親業。 斎院御禊前駆をつと 長和二(一〇一 出雲守となり、 九 殿

#### 35 藤原

聴さる。 せらる。 御 藤 朝臣 一禊の行 一に叙す。 内裏の左兵衛陣・ 1陣の作法を聞かれる。 原伊祐の男、 通 長和二・三・一〇、 長和元 (一〇一二)・四・二〇、 事蔵人をつとむ。 法 寛弘八 (一〇一一)・八・一一、左 春日詣に随行す。 成寺金堂供養の堂童子をつとむ。 母は佐伯公行女。 内記所・桂芳坊の造営を申請す。 寛仁元 (一〇一七)・九・一〇、 長和四・一一・九、 治安二 (一〇二二一)・七・一四、 蔵人式部丞頼祐とみえ、四・二一、斎院 蔵人、 越 蔵人左右衛門尉頼祐、 前 万寿四・二・一二、 衛門尉藤頼祐 左大将になった頼 周防守に任じ、 寛仁二・三・二 頼祐朝臣 伊賀守頼 雑色に補 禁色を 従四 母の 通に 新 位

> 死亡により、 資、 通を弔

## 36)藤原行任

信

治安三(一〇二三)・三・ 両部 潅頂を受け給うに、 千古の着裳に、 七、 散位。 蓋綱を引き、 膳を執る。 従五下 -藤原行任。 入礼す。 万 師 寿 明親 元 王

## 37) 藤原則

禊の前駆をつとむ 持博がある。 藤原吉信の男。 長和元 (一〇一二)・ 兄弟に忠頼 (「御堂」)。 重 光 閏一〇・二七、 伊 傳 尚 思・ 文紀 六位則信。 則 親 則 清

# 38) 藤原道雅(九九二~一〇五四

のまま、 子内親王との密通事件をはじめとし彼の半生はスキャンダルに満ちて 位 平惟仲女の大和宣旨との結婚生活も長く続かず、 家の花山院闘乱事件による中関白家の凋落に伴い、 内大臣伊周の一男。 一条天皇皇后定子は叔母。 た。 」とあだ名されたことが記され、寛仁元年(一〇一七) 長和五年 天喜二年七月二十日、 (一〇一六) 母は権大納言源重光女。 幼名は松君。 従三位に叙され その一生を終えた。 長徳二年 たが、 中関 『分脈』には 白藤原道隆 その光彩は薄 (九九六) 非 参議 の 前斎宮当 左 は 京大夫 祖 荒三

## 39) 藤原公成 (九九九~一〇四三) 五—

なって後三条天皇の女御となり、 権中将等を経て寛仁四年 中納言実成の一男。 寛弘八年 (一〇一一) 元服叙爵、侍従、 家の繁栄をもたらした。 参議。 母は播磨守藤原陳政女。 (一〇二〇)蔵人頭、 公成女の茂子は権大納言藤原 白河天皇を生んだことにより、 祖父太政大臣 次いで左中将を経て万 左兵衛佐、 能 信の養女と 右少将、 公季の子と 院政

40) 禁色を聴されたのは藤原公信・頼宗・ 人とも一条朝に禁色勅許を得ており (公信 道雅 :長保二年、 公成 の四 道 雅 彼 らは

国史学』 朝における禁色勅許者のうちまだ公卿になっていない者は彼ら四人 を 成 通してみたる禁色勅許 第一二七号、 !の勅許者の更新なく禁色を着用できた。 应 月)、 一九八五年 本日 上条の 平安後期 対熱許は 殿上 代替による更新で 人層 (参考 を中心として一」 川彰 る。 古

(41)女官四人。女官にも禁色がゆるされた。

(42)雑袍 (直衣) (五—10·114)

位 両 て公卿とその子息も直衣で参 安中期になると「雑袍を聴す」 天皇・皇太子・親王・公卿が日 Ď 袍ではないため、 代わりに冠をかぶった。 縫い合わせた縫腋の袍であるが、 雑袍といわれた。 朝できるようになった。 とい 常着として用い ・って、 直衣姿は褻の装束であるが、 位階によって色が区別された 勅許 を得、 その 雑袍宣旨を賜 袍 時に 0) には烏帽 種 で、 平 0

# 〔読み下し〕 【大田黒】

打 敷(ā) を執る。 の懸 盤(ā) 六脚、 の懸 盤(ā) 六脚、 るなり。 御前に召 含み咲くう。 大臣已下 騎らず牽き出す 監已下鞍馬(せを執り牽く、 あんば円 座を敷く)。 を左に給う〉。次いで衝 屯 蔵 食 衛佐以 人頭 陣 具に記さず。  $\dot{o}$ 通 饗に着す。 警 蹕(コ)を称う。満座目を側が 埋(ユ゚タ)の御器を根(ヨ)に用いる)。 任両三 下 、次いで衝 重を給う。諸卿亦た御膳を供す《東方より引入れ、西方より引 Ó じく設くる所なり 位 놀 両三巡行 うちきの慶を奏すい。 一々。 56 五位・六位二人口を取る〉。 左大臣、 を以て諸卿に給う。 皆家主 す。 其の後、 奏聞の 熟 |相府の儲くる所なり。 細馬田十 瓜 0) むい。是、 殿上に参上 几 詞 籠 - 疋を献ず を作 例に非ず(5)。 侍臣及び供寿 に非ず<sup>(図)</sup>。諸卿 り、 称うべからざ 右馬寮 す。 御前狭少な 桑な 諸 衛佐 いが、 〈蘇芳® 諸 50 卿 お う 上 所 奉ぶ卿 を

> 御前に進みて儛踏す物のでうなながある。蔵といるできない。蔵といるがない。蔵といるは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、これのでは、 り、 台 所 送る。 人頭 (62 ) ° 道 贈 左 方、 衛 物 を献ず 門 御衣を執り 督 頼 通 御 左 生大臣に被える。 次 々家の子、 大臣退下 合唐

## 〔現代語訳〕

道 諸 は その座にい 陪膳を務めた。 に給わった。 らないで牽き出しただけで御覧に入れた。 皇に)献上した。 は、 糸を載せて台盤所に送っ ように道 る道長が用意した。 諸 宗の慶を天皇に奏したが、 は のえた。 へ牽き出した。 の二人が(馬の)口取をつとめた。 不適切であるからだ。 左大臣道長以下 衛佐以下に禄が与えられたようだ。これらは皆、 卿が含み笑いをしていた。 風 一掛を諸卿に給わった。 その座には前もって円座が敷いてあった。 が書 剣と 蘇芳製の六脚の懸盤に螺鈿の御器を乗せた。 長が設け その後殿上に参上した。 たもの 御 た誰もが目をそばだててい 筥 次に衝重を給わった。諸卿もまた、 隆家は打敷を執り、 右馬寮も御馬を引き出した。そのうち上馬 諸衛佐・近衛将監たちは鞍馬を執り牽いて、 公卿たちは たのだ。 である。 (地下官人以 た。 蔵人頭 また侍臣 この時の奏聞の言葉が先例と異なるも また道長は、 頼 筥の一 これ以上具体的には記さないが…。 道長は天皇に贈り物を献上 通 (東三条第の) 一藤原通任が三位に叙された藤 が御剣を執 子に 東三条殿では御前が狭い (殿上人) 及び行幸に供奉する侍従・ 諸卿が三条天皇の御前 つは唐の 警蹕をとなえて進み 振る舞う) た。この場合、 熟瓜を入れた籠を四つ 東の方から引き入れ、 陣座 道長は良質の馬十匹 道 所々饗や屯食なども の饗に着い もう一 天皇の 長 東三条院 子 警蹕をとなえるの 中 息たち つは 御 納 御膳を並べ した。 ・ため、 前に着 言藤原隆家が 五疋は左馬 の座に召され 五. H の家主であ 原 その 本の 頼 が 杯が二、 ので、 通・頼 次 (天皇 [を(天 本で 内容 . ع の 絹

贈り物の品 け与えた。 道長は退下して御前. 目を読み上げた。 蔵人頭源道方が御衣を執り、 に進んで拝舞した。 道 長の肩にか

43 細

よい馬。 すぐれた馬 飼い慣らした馬。 良馬。 さい

鞍をおいた馬。 くらおきうま。くらうま。 あ

上馬五疋。

45)上五疋

46)蘇芳

色名、 紅打などさまざまであった。 の際は表・裏とも蘇芳、 られた。 灰汁媒染で赤みの深い赤紫、 また襲の色目。 蘇芳(東インド原産のマメ科の高木) 表蘇芳・裏赤花、表白瑩{みがき}・裏濃い 四季を通じて着用され、 明礬媒染でやや暗い赤を出す。 祝いの席にも用 0 心材を 着

隅の 材を用いた例があるが、 もあった(『小右記』万寿四年四月五日条、『年中行事絵巻』朝覲行幸 饗応で料理の品数が多い時は、 高 「坏・椀 また螺鈿をちりばめた豪華なものも作られた。 脚を内側に湾曲させた洗練された形となった。 最初四方に牙象の刳形のある檜製の台に、これも檜製の折 を載せ掛けた二分割様式だったが、 (鋺)・ 皿などの食器を載せる個人用の膳の 多くは黒青漆で仕上げ、 六脚あるいは九脚を連ねて用いる場合 のち一体の作りとなり、 上 沈木のような輸入 面 種 [内部は光明朱塗 掛盤とも。 兀 敷

#### 48

工芸における加飾技法の 夜久貝その他の貝殻を文様に切っ て、

> 木地 ことが平安時代の特色である。 より上位者の佩用物である。 !仗剣は佩用者の階級と場合によって定まり、 や漆 面 に嵌 め込むか、 貼り付け 建造物の室内装飾にも螺鈿が使用された るかのどちらかで 螺鈿装のほうが蒔絵装 施工する。

#### (49) 根

起立するもの が、 地に接する部分。 ふもと。

50) 陪膳 =

故なく三度の闕怠があった時は昇殿を停められた。 は陪膳に奉仕する四位の侍臣は五~六名ずつ四番に結番されていて、 した者の名が書きとどめられた。 藤原安親が蔵人頭であった時から 送といって区別した。『侍中群要』によると、寛弘二年(一〇〇五)に 実際に貴人に食膳を供するのを陪膳、 天皇や公卿などの貴人に食膳を供すること、 『陪膳記』がつけられ、 陪膳者に食膳を取り次ぐのを役 またはそれに奉仕する人。 また一条天皇時代 陪膳に奉仕

#### (51)打敷

供物・仏具等を載せる。 とされた。 を用いた。 台や机の下に当てる敷物。 また仏前の卓上を覆う金襴緞 灯台の下の打敷は油単ともいい、 殿内の損傷防止と装飾を兼ねて華 子の 類の布も 油の汚染を避ける必 麗 な地 需

#### (52) 警蹕

場合により、 警蹕に関連していることがわかる。 隆家が警蹕を唱えたことを問題視しているが、 た邪気を払うため「おし」と唱えること。唱える人や作法などはその 天皇の出・入御、 ては停められることがあった。 には 「警蹕事、 また時代により異なる。諒闇その他特定の時や場所にお 行幸、 除伊勢斎者可稱之」とあり、 御膳を供する時などに、人々に告げ戒 本日条では陪膳の際に中納言の藤 前年の十一月に父為平親王 『西宮記』 伊勢斎が陪膳 (臨時 一の喪を め、 ま 陪 原

斎王が卜定されていたとしても三年間の斎の期間中であることから、 が斎王に卜定される間に当たっており、 理 会にならい大将または宰相中将、 本日条の警蹕は唱えないことが妥当だと考えられたか。もしくは、 一曲に (例から中納言隆家が外れていることによるか 恭子内親王が伊勢斎王を退下し、 不在時は上席の公卿が唱えるという 恭子内親王退下のちに新たに 長和元年十二月に当子内親 節  $\bar{\pm}$ 

#### (53)側目

54) 奏慶 めをそばだてて見ること。注意して見ること。凝視すること。 (慶申)

に対し挨拶を行うこと。宮中に対する場合は奏慶といった。 除目・叙位において新任されたり昇叙した者が、 宮中や申文の申 -請者

とあり、 兼官を奏するのが通例 。侍中群要』 」と見えて、 位・五位・六位又同前、 〈其官乃姓朝臣、 同書巻四 巻十「人申慶賀并罷申」によれば、 権中納言頼通• 「見参」には「大納言・中納言・三位宰相 有兼官ハ可申其官〉、 (地下六位可奏官姓名欤、 従三位頼宗の場合は、 四位宰相 「上卿ハ奏詞如見参、 通例只奏名、〉」 官職・ 〈其朝臣、 姓朝臣・ ·三位已 奏名

することもある。 も。衣、 衵 ともいう。男装では、袴の中に着込めるため、裾を女装単 と表着との間に着けた袷の衣で、「内着の衣」の意。「うちぎ」と 区別する場合には、 のものより短く仕立てるのを例とし、 したが、 てたものを大袿と称した。 大ぶりのまま寝具用の衾などとして使用することもあった。 また禄や被物用として、 男装用裾短のものを衵、 拝受者は適当な大きさに仕立て直して着 衵とも称した。特に袿と衵とを 裂地いっぱいに大ぶりに仕 女装用裾長のものを袿と

57) 屯食

宮中行事や貴族邸内の催しの折に供され、 臨時の食事(屯)の意味から、携帯食・弁当の意味にも使われる。 ぶして袋または藁づとに包んだり、 食とも記す。 元来、 強飯を固く球形に握ったもので、 折敷に載せて運んだ。平安時代、 諸司に配られることもあっ 味噌や食塩をま 頓

#### (58)桑糸

た。

桑の葉を食べる蚕のつくる糸の意で、 絹糸をいう。

## (59) 台盤所

う場合もあった。 食物を盛る盤を載せる台が置かれていたことからこの名がある。 宮中清涼殿西廂に設けられた部屋。 の詰所として用いられた。 なお、 貴紳の第宅における女房の詰所をい 鬼間の北、 朝餉間 の南に位置する。

#### 60) 野剣 (衛府太刀

現存する。『権記』十二日条によれば、 るため、 その名のとおり細身で、きらびやかに装飾されたのに対し、『平家』四 衛府の武官が佩用した兵仗の太刀。文官が使用した飾太刀や細太刀が た毛抜形太刀がその代表で、 そのものの様式を示すものではなく、具体的には柄に毛抜形を透かし 中の刀身を実用的なものとした。 一腰であった。 「衛府の太刀なれど、 野太刀とも呼ばれた。衛府太刀の名は用途上のもので、 身をば心得て作らせたる」と記されるように、 奈良春日大社、伊勢神宮徴古館に遺品が 天皇の野外出行の際の警護に帯用す この日献じられたのは 螺鈿野剱 太刀

#### 61) 『権記』十二日条によれば、 とがわかる 書三巻、 一合唐本三巻〉」で、 書法 「書法六巻、 (筆跡、 書の手本) 納之沉筥二合、 が献じられたこ 〈一合道風

# 62) 小野道風 (八九四~九六六)

能書家。 祖父は篁、 父は大宰大弐葛絃。 延喜二十 二 年 (九二一) 右兵

った。 創 風 耐 視 衛 ぜられ、 始した。 力が衰え、 は、 は王羲之の えられない 同四年 風は 佐 内蔵 ŋ 理 0) 度 藤 ・ので、 原佐 夕朝 書の字形を端正にし、 手が不自: 九月二十三日内裏が焼亡した時、 権助、 長三 蹟 0 理 廷 内蔵権語 佐蹟 の 同行成とともに三賢とい 書役を務め、 由になり、 衛門佐を経て、 九二 頭に転じた。 成の書蹟の権蹟とともに三 五. 言語障害もあり、 能書家であることにより少 当時 点画を秀潤温 天徳元年 康保三年七十三歳 第 の 当時六十七歳の わ 手書きとして尊重され (九五七) 'n 雅にして和様 内裏造営の 道風 一蹟といわれて 木工 の書蹟 で卒去。 か内記 激 道 頭  $\mathcal{O}$ の野 で務に 書 風 を 任 は

#### 十一旦 **条**③ 瀬戸口

読み下し

てへり。 三余に問う。 列立す 了りて次いで南殿に出 | 柳相| 〈右大臣禄を執らず。 文 同じ。 是勅禄に非ず。 余答えず。 御 前に [御す。 只上臈の議に従うべきの由、 おいて禄を給う。 主計 内大臣云わく、 相府の設くる所なり。 頭吉平、窓反閇、窓に奉仕す。 猶お執り進むも 禄を取りて列すべきか、 内府、 心中思う所あり、 右府 深謗に 次  $\mathcal{O}$ に非ざる 議に従 で 諸 再 卿

乗輿するは (牛引き入る。 なり。 左大将、大舎人を召す。 ·御輿を留む。 .外において神祇官御麻<sup>(®)</sup>を進む。 司 初めて内裏に入御するに依り、 正の の奏(5)了りて少納言奏(6) 門の 次い 剋、 壇上にお 黄牛(10)一 宮に至るの時酉の終わり許りか。〉 御輿を南殿に いて北に向かい読呪し了りて直入す。 一頭を門 鳳輿門を出で、 · 進 .外に牽き立 す。 み寄す。 勅答(ⓒ 〈行幸日の時刻酉 件の御輿か〉。 二条大宮 此間、 有るか。 左右馬 黄牛南階 ロの二剋、 此間秉燭す。 待 西 御 寮の史生之を 賢門を経 中門を出づる 輿を輩す 0 次い 初めて 東 西 鳳 此

> に当たり、 所に候う。 候わず。 り。 南を差して去る。 蒔絵(2) 思う所有るか。 左大臣御 の剱を帯し、 所より出で又侍所に候う。 鈴奏并びに 先日此の儀有るなり<sup>(♂)</sup>。 乗車して伺候 名 対 (面)等 す。 今日、 諸 故祭 頭参上し、 今日 左大臣 七七日

に 在

## 〔現代

うか。 時半頃) 献じ 黄牛二 御輿を用い うど午後五 やがて西中 勅答はあったのだろうか。 はないだろう。 だいた禄であるから、 ずに並び、 ないかもしれない)。 作法に従った方がよいのではないかと心の中で思っていた。この うか」と再三尋ねた。 した。 人を呼び寄せ 禄ではなく、 大臣藤原公季は私に (の西門) (道長の拝舞 この時、 (天皇の身体を清め) この間 頭を門外に牽き立てた。 主計頭 であったが、 を出て二条大宮・待賢門を経て、 門 以下の諸卿もそれにならった。そもそも、 たのは、 相府 右大臣藤原顕光が禄を取らずに整列したが、 に日が暮れてしまい、 安倍吉 が (て御 (||月 頃)、 次に闡司の奏があり、 (道長) (華門) 三条天皇が初めて内裏に入御するためであろうか。 平が 輿の御綱を張らせるよう命じ) 内大臣公季は結局、 「禄を取って整列しないといけないのではないだろ わ 内裏到着が酉 御輿に やはり取って列立しても非難されるほどのことで 私は返答しなかったが、上臈である右大臣 つ って、 反 た。 御輿を後ずさりさせて寝殿に着けた。 別を奉仕した。 から を通って出発する頃 が準備した禄である .乗り始めたの 天皇 左右馬寮の 行幸の到着予定時刻は酉の二剋 の終わり しばらくの間御輿を承明門 は 終わって少納言が鈴の奏を行った。 紫宸殿 右大臣顕光にならって禄を が西 次に諸 史生が黄牛を牽いた。 午 建礼門外で神祇官 (東三条院 -後七 I の 二 (から取って列ぶ必 内 弾は 一剋ぴっ た。 大臣藤原公季が大舎 御前におい 頃 (南庭に) 御輿は たりで それを見て内 で 寝 ぁ が御麻を 東三条院 (午後五 吉平は 整 7 禄 に (ちょ 興の いた 要は 光の 取 は 出 勅

き入れ だろうか。 した公卿たちが列立して点呼 建 長も天皇御 公卿の列に加わらず、 終わって公卿たちは清涼殿に参上し、 たが、 今日が故 の壇上で北を向 南の方向に退去させた。 御輿を南殿 先 日、 !座所から出て殿上の間にやって来た。 一条院の四十九日であるため、 行幸の列には加わらず車で行くと語 に進め寄せた。 蒔絵の剣を帯して牛車に乗って行幸のあとに従っ き 中 菛 (名対面) を受けた。今日、 ]呪を読み内裏へ 先例通りに鈴奏が行われ、 この時、 暫く殿上の間にいた。 心に思うところがあ 黄牛を南階の 直入した。 っていた。 左大臣道長は 東西に繋 次に黄 行幸に供 左大臣道 名対面 年を引 ったの で

63) 安倍吉平 (九五四~一〇二六) (三—87

る。 知られる。 原道長もしばしば彼を召し、寛仁二年 陰陽家。 守道らと並び陰陽道の大家の一人であった。宮廷・権門貴紳の いなどに際しては、 となった際には終日祓を行ったが、 更に内裏内の祓を行うなど、 寛弘年間より万寿年間 従四位下大膳大夫陰陽師晴明男。 事あるごとに召し出され、 (一○○四~二七)に至るまで、 天皇・貴紳の信仰を得て 「而未明」と道長は嗟嘆してい (一)(八) 父の盛名には及ばなかった 時の為政者左大臣藤 には 「月来間眼不 いたことが 賀茂光栄 祓

どを持ち、 陰陽道の呪 必ず行うが、 ながら禹歩を行 戸呪・玉女呪・ 移徙の際に行い、 法の 竜樹菩薩や伏羲・玉女等を勧請 上 皇. 女院は初度の御幸など、 大・中・小 反閇呪を唱える。 刀禁呪・ 天皇・中 四縦五横呪を誦 の作法があり、 -宮・東宮は その際、 臣 五蔵の. 小反閇の 下は公事 本所外の行 貴 遁 人も追歩する。 甲の九星に謹請 気を観じ 性 作 の強 幸 法 は 行啓に 笏な ·拝賀 天門 主

> は普通に 常の反閇 座 行わない。 玉 呪と異なる大・中 司 追 移徙法の反閇は、 討 使 推問 の門呪と堂前 使 0 出門など限定 当初の 鎮法のみに十世紀後半新 堂 王 的。 一
> の 斎宮 四 種 が ある。 や祭

#### 65 聞司奏

加、 使

の 一、 司の実質的な機能は失われた。 うになって、 次ぐこと。 官人が内裏など天皇の居 ち、 放されはじめた九世紀には、 用件と門に入る官人の名を告げると、 宮城諸門の 許を門外に伝える。 宮を守 闡司奏は伝統的な儀式にのみ残り、 衛する大舎人が門外で闡司に呼び 鍵 の保管と出 所の門 内裏が政治の場として公卿以下の男官にも 諸官人が日常的に内裏に出入りするよ 納を職掌とする) (閣 門 に入る 闡司がこれを天皇に奏上 際 が 一〇世紀以降には闇 天皇 かける叫 閳 0) (後宮 許可 門をした を 干二

開

0)

#### 66) 少納言奏 (鈴奏

が よると、 納言が内印・駅鈴・伝符を持して供奉する規定がある。 少納言がその任に当たった。『延喜主鈴式』に、 行幸の前駆に鳴らす鈴の下賜を請い、 御共爾持仕奉礼流鈴進」と奏上する。 遅参の時は少将が鈴奏を行 少納言は申請の際には 「御共爾持仕奉牟鈴賜」、 また還御 『北山抄』九によると、 行幸の際には主鈴と少 のときに返上する奏上。 『内裏儀 返還の際には 納

67) 『西宮記』 Ļ が で鈴を出し、 天皇から 御供持仕 輿の前に立った。 取 (臨時六、 〈末ツルヘキ〉給 〈礼〉」との勅答があって少納言は 少納言事、 (ツツ) 行幸之時鈴奏事)によれば、 給 〈ハルト〉 稱唯 申 〈ス〉」 主鈴を呼 と奏上 納

#### 68) 鳳輿 (鳳

方形の 際 金色の鳳凰を据える。 天皇が用 床 の四隅に柱 . る。 を立 諸社の行幸や常の行幸など、 即位・大嘗会御禊 て、 居 をめぐらして屋 朝覲など、 やや軽 根を載 重要な儀 せ 晴 義 0 Ō 頂 式

尋 鳳輦は本日条と同様のケースでしばしば用いられ、 天皇が用いたのは、 いていた。 た葱花輦であった。 「自余不供」(長保元年三月十六日条) 旧例、 節会行幸及元三日 供鳳輦耳」 内行幸」 屋根の 実資は行幸にどちらの (寛仁) 頂 (長和五年五月十日条) |年十月二十二日条) と当時のあり方を歎 上に金色の葱の花の形をした飾 との認識を明 御輿を用いるのかにつ 実資は には鳳輦を用 確にもっていたが、 「近代不被 りをつけ て

> わ 描

#### 広く紙・ 御麻 祇に祈願をするときや、 絹布・衣服・玉・ 88

平気・ 祓の

銭貨等の類をも含めての

料に用

いられたもので、

木綿

麻

から

は

る。

三日間繋立の儀が定着。 は 色の毛の牛。 延暦十三年 ・大歳八神祭で引き出される。 (七九四) 特に土公・土気を厭ずるために用いられる。 陰陽道祭でも移徙の前に行う大土公祭 の平安遷都の際一○頭引かれ、 その後二頭、 移徙法 王 相

#### 71 )名対

るもので、 どでも行 して行われたが、 (九〇一) ごろから始まったといい、 きので、 名謁 ともいい、滝口の武士の場合は、裏における宿侍者などの点呼の一方法。各人を1 面 宿奏の後に行うという。 西宮記 は 行 申し、 幸後や譲位 九や『河海抄』によると、殿上侍臣 公事のある時は行わないとしている Ø) 後の ちには皇居の北 新帝 また滝口の問籍は清涼殿東庭 の御所、 陣、 亥の一刻 あ るい 御湯殿の北、 各人をして姓 は御幸の (午後九時ごろ) の名対面は延喜元年 問籍ともいった。 (『禁秘抄』)。 際の上皇御所な 殿上の口に の滝 名を唱えさせ 口に参候 近衛 順次 名

工芸の 加 飾 法 紙 描 た図を漆面に転写し、 その上を絵漆で

> 道長が螺鈿ではなく蒔絵の剱を着用したことには、 を考慮して、 述の着装であったのことについて「疎遠之人不可論也」とも記してい していたのに対し、「左府子姪」は「有文帯・螺鈿剱」を着用し、 月一日条には、 時には通常、 (臨時三、 れ、 内だったことに理 いて乾かないうちに金銀粉等を付着させる。 この年の六月に村上天皇第九皇子の昭平親王が薨去していること 「背古伝」と批評している。但し、 調度・武具また建造物にも施された事が知られる。『西宮記 行幸• 螺鈿剱を身につけたことがわかる。『小右記』長和二年八 装飾を螺鈿ではなく蒔絵としたと考えられる。 には 相撲抜出に参入した諸卿が 一由があり、 列見・定考時、 「螺鈿剱」を用いる場合として「東宮尋常事、 実資も特筆したものと思われる。 凡随便着之」を挙げており、 道長子息が相撲両日にわたり上 「無文帯・ 平安時代以降盛んに ·蒔絵剱」 条天皇の 本日条で を着用 四十 実資

#### 73)七七日

日

十九日。 の中有の期間が過ぎると、 死亡の日か 七七忌。 6 兀 九 日目 の 日。 斎七。 次の また、 生が決定するという。 その日の法要。 人が死んで四 なななぬ カゝ 九 兀 日

# 74) 先日有此

談した際に、 『小右記』七月六日条。 「彼行幸日不可騎馬扈従、 道長が実資に、 乗車取別道可参入者」としてい 行幸参入の可否等について相

#### 十一日条④ 〔読み下し〕

次い 座に候う。 諸卿を相引きいて先ず宜陽殿に着す。 で西の座に着す。 侍従西の座に分かれ着す。然るべからざるの由を仰す。 献は権左中弁 カ経療の (藤原) 又侍従(ツを召して着す。 大臣三人連座 侍従多く

立つ。 居う。 事に依り子の刻を奏さしめず(๑)、 之を取る。 通之を取り御前に立つ〉。次いで臣下、 酌を取らず。 いで少納言貞亮い、 及びて満月光明なり。 の剋に及び頗る陰気有りて蒸し熱し。 〈子の刻許りか。 即ち下し給う。 を召す 円座 数刻を経て御前に召し 箸を下ろし了りて左仗に移り着す。 〈聚攤®な 子 <sup>28</sup> 臣献ずる所の聚攤の紙の上に加え置く。 一枚を以て筒と采(※)を召す。 〈紙(窓)〉。先ず御料を供す を取るべ 但し なり)。主上同じく打たしめ給うなり。 而るに亥の一刻を奏すい。 吉日に依り吉書(窓を奏すか。 連 又同じくす。 し。 座の時はこれを取るが例なり。 感応で有るか。 而 るに 〈円座を敷く〉、衝重を給う。 と云々〉。 只, 共に固実を知らざるか。 〈折敷(窓)に盛り、 次いで小燈台<sup>(8)</sup>を以て更に御前に 次いで諸卿進み候いて擲采ਿの 晚 大臣に続瓶子を取 左大臣、右大弁を以て文を奏 今日、 に臨み天気清朗なり。 或い その後、 朝の間天晴雲無し。 深更により は云わく、 高器(製に居う。 御料の紙、 諸卿雲上に参 了りて汁物を 両巡 対 名対面 諸 座 失 左大臣 の後碁 聊退下 の時 な 午 経 夜  $\mathcal{O}$ 

た。

#### 現代

ればならな 座してい 座ったところ、 させた。 献は権 道 長は諸卿を率 犯した。 が座 侍従が多く饗宴の座に来たので、二つに分かれて西側の座にも 法 左中弁藤原経通 が、 は 間違 そのため経 ったあと太政官の弁・史・外記ら上官が西の座 二人とも故実を知らないのだろうか。 道長はそれは良くないと言って西の座には座らせなかっ 連 座 の ただ左大臣の てまず宜陽殿に着 時 が行った。 は 通は三人いっしょに次々に瓶子で酒を注が するの 献 が例なのだ。 盃にだけ瓶子で注い 0) 少納 大臣三人 座した。 言源貞亮もまた、 (道長・顕 侍 従 献が終わると汁 を召して同じく着 対 座 でしま 光 経通と同じ の時は続けて 公季) に座 :物が出 った。 なけ は連 経 間 座 通

> わった。 置かれた。 数時間後に天皇の ので吉書を奏上したのであろうか。その後に諸卿は殿上の間に参上した。 り曇って蒸し暑かった。 奏内豎は亥の一 賭物を取り、 難である。 を取り寄せた。 高器が置いてあっ 大弁源道方に文書を奏上させた。すぐに宣旨が下され は雲ひとつない青天であり、 子の刻と奏したのではないかと誰かが言っていたらしい。 は退出した。 ñ 明るく輝いていた。 最初に三条天皇の賭物が置かれた。 た。 杯が一・二巡したところで公卿たちから賭けの品物 三条天皇も同様に聚攤をなさった。 次に小燈台を御前に立て、円座一枚の上に賭けに使う筒と采 が終わって箸をお 子の刻 諸卿が賭けた聚攤紙と一緒に置いた。 刻 諸卿が御前近くに進み集まり、 た。 御 (午後十時ごろ)だと奏した。名対面の都合によっ 前 (午前零時) の座 天もまた内裏遷御を喜んでいるのだろうか 経通が持って御前に立てた。 日が暮れると天気は晴れ渡り、 (円座が敷い 午未の刻 いて陣座に移り着座した。 くらいだったのだろうか。 天皇の賭物は折敷に盛ってあ (午前十一~午後三 てあ った)に召され、 擲采の戯が行われた。 左大臣道長が三条天皇 続いて臣下の賭物 夜も更けたの た。 夜になると 今日 大臣 一時) 今日は吉日 しか (紙)を集め はどんよ には朝の 道 衝重を給 長は 間 て 時 卿 な 右

#### 注

が

75) 侍従

従五位 を失い、 などが多く任 天皇の側近に侍 の名誉 下 職 平 安中期以降は名門子弟 定員は八人、うち三人は少 ぜら な兼官も多くなった。 して身辺の 世話 蔵 入所 を行うことを職掌とする。 の の設置などにより次第に 叙爵後初任 /納言の 兼任。 . の 官職とされ 諸 王や 公 務 卿 位 また公 その子弟 相当

## 76 上

弁

少納言 外 記 史 史生・官掌 召 使 使

## (77) 連座・対座

とあり、 宮記し 酌 弁・少納言可取次酌、 大臣連座時 を執らず、 和四年九月二十日に三 われた宜陽殿饗では、 実資の見識の深さをうかがうことができる。 時四、 執続酌常事也」 実資と公任は続酌を執るように促し、 令行節会等飲酒事) 〈対座時不取、 左右大臣が続酌を執ったのに対し内大臣 |条天皇が枇杷殿より新造内裏へ遷御 (『小右記』) との見解を示している。 にも「左右大臣共連座之處、 可依便宜、 四位不取納言継 本日条と同様に した 献盃、 が続 西西

#### (78) 続艇

また、その瓶子を持って、酒をついで回ること。空になった瓶子(酒を入れて杯に注ぐ容器)に新しく酒を満たすこと。

#### 7. 沙里里

納言、淡路守、土佐守等を歴任。極位は従四位上。を儲けた女性や、源経信室となり基綱・俊頼を儲けた女性がいた。少議源経頼女がおり、公盛を儲ける。また女に藤原行経室となり、伊房生没年未詳。光孝源氏。播磨守国盛男。母は式部大輔国元女。室に参

#### 8

て行われるものまでさまざまなレベルがある。し、天皇に吉書を奏聞する吉書奏から、個人の任官、除服等に付随しし、天皇に吉書を奏聞する古書奏から、個人の任官、除服等に付随しを儀礼化し、凶を避けるためのもの。年始・改元・代替わりなどに際物事の始めにあたって見る儀礼的文書。新たな地位・立場で執る政務

#### (81) 基本

維も使用し

これから流し

漉き法という技法を工夫して日本独特の

染紙 され、 書き、 どを散らし、 法で「継ぎ紙」を作り、 用して楮などの繊維を少なく使用して、 巻物等も流行した。 紙を得る方法である。 紙を製造することに成功した。これは、 舶来の唐紙よりも良質とされて唐へも輸出された。 (色紙) 見事な紙をふんだんに生産し、 平安文化を多彩なものとした。その紙は を材料として、 絢爛豪華な料紙も製作され、これらを用いた荘厳経 その技術は平安京の図書寮付属の紙屋院で活 これに金銀の切箔、 切り継ぎ、 王朝貴族はこれに詩歌や文章を 破り継ぎ、 薄くても丈夫で美 黄蜀葵 などの ちぎり箔、 紙 屋紙 重ね継ぎなどの方 各種 砂子、 植 の名で呼ば の色調の 粘 野毛な

#### 83)折敷

どがあり、 0) 較的略儀の場に多く用いられた。 周囲に縁がめぐる四 角を切った角切折敷、 漆塗や胡粉の絵を施すこともある。 |角形の盆で、 足を付けた足打折敷、 種類も多く、 食器や神饌を載せる飲食具 兀 深さのある縁高折 [角形 の平折 類に四 の一。 敷 な 隅 比

#### - 一本脚の付い (84) 高器 (高坏)

状の脚が付けられる。饗宴の席には欠かせないものであった。一本脚の付いた、食物を盛るための器。方形または円形の坏部に円錐

#### (85) 灯台

油用灯 御 知 平安時代の灯台の種類としては先の結灯台のほか、 た上に油皿を載せる単純な形式のものであったが、 る L 安定させるために台座が付けられる形式も用いられるようになった。 :の後に行われた攤で「切灯台」を立てていることから、 られる。 火具 灯 Ø) (高さ約一尺五寸から三尺) である切灯台を指すと思わ 種。 天仁元年八月二十一日条には、 当 初は結灯台と呼ばれる、 三本の木を組み合わせ 天皇・皇后の内裏遷 のち脚を一本とし、 高灯台、 高灯台に対 切灯台が

た小形の立方体で、その六面に、一から六までの目をきざんだもの。 ばくちなどに用いる道具。 角、 象牙、 木材などでつくられ

手段として一般化した。 うようになったものである。 来双六盤の遊戯に采を用 に見える。 一個の采を采筒に入れ、 庚申の夜や産養の夜の集いなどのつれづれに行われた例が日記 賭物を争う風があり、 振り出 力いたが、 攤を行うことを「だうつ」という。 して出 双六を離れ、 平安時代以後広く行われ た采の目の優劣を競う遊 采の目だけで勝負を競 博奕の 平安 古

#### 88) 聚攤

大勢で同時に 行う攤を指す

時 が 定められていた。『侍中群要』には、 奏した者は子の時、 に鼓を打って時を知らせ、また一刻ごとに鐘を撞い 宮中で行われた報時の一方式。 `を奏することが記され 一夜行官人が時を奏し、 分番して、 所属する漏刻博士二名と守辰丁が漏刻を管理し、 の時奏が行われていたことがわかる。 ずつを分担した。また内竪が時奏を怠った時には厳 各時各刻ごとに時を奏した。 未の時に時を奏した者は丑の時というように昼 丑の一刻から寅の四刻までは右近衛行官人が ており、 『職員令義解』の規定によれば、 九世紀後半には警衛の者によって夜 亥の一刻から子の一刻までは左近 時奏の内竪は午の時 一日十二時 た。 宮中では内竪 ・罰則が この各時 陰陽 E 時 夜 を

# 90)名対面と時

が 西宮記』 名対 子刻 面の時刻は亥一刻 (午後十一 (臨時 六、 時~午前 侍中事) (午後九時頃) に「亥一 時) であ 刻、 っても、 に決まっていた。 侍臣名対面事」 名対面の時刻に合わ とあるよう 本来の時

> せるため |刻をずらして時奏を行ったようである|

#### 91) 感応

神仏に通じること。 人に対する仏 の働 きか け بح それを受け止める人の 心 また、 信心が

#### 十一日条⑤ 包

### 〔読み下し〕

と云々。但し男一品の宮(®) 関り参院せず(®)、と云々。今夜、り参院せず(®)、と云々。今夜、 ・忠輔、参議兼隆・頼定等か院に候うの卿相許り預り参る、院に候うの卿相許り預り参る、 東宮御領と為すべきか、 く男一品に献ず、と云々。 故、 しむるの 言道綱・余・公任・中納言頼通諸卿に列立せず。又騎馬せず。 時刻聞かず。尋ね記すべし。 勅使い其事に従う、 子の時、御竈 てへり。 若しくは御領の家心無きに依るか。 三位二人 馬頭指示し、 と云々。 事、 資平云わく、 余・公任・中納言頼通 参議兼隆・頼定等か。 〈教通・頼宗〉。今日故院の七々御法事、 藤中納言密語するのみ。今日、 神(空)渡し 左府の気色不快、 閑処に於いて之を解く、 と云々。 し給う。 頼光朝臣(®魚袋(®を佩き参入す。)、仍って殊に此の事有るか、還り 是藤中納言の談ずる所なり。 同 今日行幸に供奉するの諸卿、 左衛門督頼 遷り給わず、 一品親王(\*)院より中納言隆家に渡り給う(\*)、(蜂舌鬼王)、御骸骨を動かし奉るに依。 大蔵卿正光、御骸骨を動かし奉るに依と云々。大納言斉信、中納言俊賢・行成 剋 と云々。 乗車し伺候す。〉・右大臣、 ・隆家・時光、 恐所い内侍所いに移し奉る、 如何。 と云々。 忽ち他所に渡り給わば事有るの 通、 藤納言 لح 歩行 左大臣領の二条の家(宮)を永 云 参議懐平・ 々。 本院に於いて行わる。 云わく、 し相従ういい 還りて謀略に似たり、 品 諸人属目づす。 内大臣、 左大臣 緒を知らず。 0 経房・実成 条院を以て 宮 を他 と云々。 と云々。 処

## 〔現代語訳〕

子

頭

の時 (深夜十) 時 頃 御竈神をお遷しした。 中 納 通

二人(藤原 だろうか。 法要が一条院で行われた。 馬せず 刻を聞 したの ようだ」 遷御なさらないようだ。 が一条院から叔父の中納言隆家の家に移られるらしい。 動させたため、 大納言斉信、 綱と私実 した諸卿は、 ら特別に敦 言隆家が語ったところである。 は自分の領有する二条の家を敦康親王に献上したという。 なのだとか。 所ではずさせました」と言っていた。 を東宮敦 かな (康親王が領有する家がないからであろうか。 乗車して行幸に付き従った)・右大臣顕光・内大臣公季、 と話していた。 神 急に他 参議藤原正光は 康親王に二条の家を献上するのではな 教 カゝ の 成親 中納言俊賢・ **通** 中 左大臣道 ったので、 遷 なに注目されました。 同時刻に賢所 これは中納言隆家が私に密かに言ったことだ。 今日は法事に参加しなかったようだ。 御に 納言頼通・隆家・ 藤原頼宗) 王の御領にしたいとのお考えではないだろうか。 所に移られると悪いことがあるのではないかという理 つき従ったとのことだ。 長 資平は 敦康親王が他所に移る事を道長は嫌がってい 尋ねて記しておかなければ。 (但し彼は諸卿とともに列立しなかったし、 行成・忠輔、 一条院に仕えた公卿だけが参会したという。 (葬送の際に) 一条院の骸骨を首にかけて移 (神鏡) などである。 献上した理 一今日、 · 時光、 も内侍所に移し奉ったとのこと。 頭 馬 参 参議兼隆・ 頭 源 今日は故 藤 [頼光が魚袋を身につけて参 由はわからないが、 議懐平・ 原通 勅 使が遷 いか。 任が指示して人がい 隆家は「(道長は) 頼定といったところ 経房・実成、 今夜、 条院 今日の行幸に供 御 かえって謀略 但し敦康親王は のことを行 の四十 これも中納 脩子内親王 今日左大 ŧ 大納言道 三位の 九日の しか だか つ 騎 す る 時た 奉

#### 92) 竈神

活空間に 設 けら れる火所のうち、 主とし て竈に関わるとされる神。

> はなく、 ともに奉遷されるようになった。 て神聖視されるようになり、 安時: が祀られてい 殊に前二者は天皇の日常の御 代 そこで用いられる釜や錡に 宮中では大膳職 . る。 このうち内膳司に 平安中期ごろから 大炊寮 これらの場 膳や神事の 宿 内 っていると考えら 鎮座する忌 膳 司 合、 際 等に大八嶋 の御 天皇遷座 竈 火 神は竈その 膳 庭 関 竈 れたようであ  $\mathcal{O}$ 際は わる 神 平 苡 神とし 下 ŧ 賢 野 新と ので の三 0

神、

神 平.

記 通は本日条段階で権中納言であり、 西宮記』 史以下、 (臨 歩行供奉」とある。 時 内 膳 御 電奉 遷 歩行で竈神 『西宮記』 他 |所事」) の 0 に 遷御に供 規定に は 納 言 奉し 致する。 た 藤 弁 原

93

る

外

頼

#### 94) 勅使

『西宮記』 が竈神遷御にも供 或用五位蔵人云々〉、 ( 臨 時 、奉したか。 「内侍所御 左右将監、 神 奉遷御 近衛両三人」 他 所事 と見え、  $\Box$ 12 は 神 勅 鏡 使、 遷 御 少 0) 勅 将

#### 95 恐所 (神鏡

祭祀 論 きた内裏火災と神 侍 内 0 違 V すことが多い。 平安宮廷では、 所御神 た。 形をとどめ は損壊を免 侍たちが奉仕する例供や、 中に納められていた。 って特別 議 成成立 も出たが 内侍が奉仕していたからである。 の 、楽などがあるが、これらは平安中期になって成立したもので、 動 扱いされ、 れたが、 実現せず、 ないほど大きく損壊した。 |機になったものは、 宝鏡ともいい、 |種神器の一つとして天皇が奉持していた八咫鏡 鏡 の損壊であろう。 天皇 可 積極的. 焼け 一年及び長久元年 の御座とは離れた宮中の 残り 十二月吉日を選んで天皇の臨御を仰 また内侍所あるいは賢所とも呼ば な年中行事的祭祀として、 天徳四年 の残片を唐櫃に納めてい 寛弘元年 この神鏡 寛弘の (九六〇) 〇四〇) 時などは、 (一〇〇四) のみは他 温明 以後、 0) 分殿内の 焼亡 (内の 斎唐櫃) 他の二器とは る。 毎 時 0) 何 月一日に の 度も起 それ 改鋳 時 時 は神 で内 をさ れ

、ある。 は、 神 鏡 は実 際 0 践 祚 即 位 0) 大儀に用 いることはなくなったよう

関

白

道

隆

#### 96) 内侍所

0 侍 部 5  $\mathcal{O}$ 女官も候した。 所 分が内侍所に吸 機 -安時代に成立する れるべきものと定めら 関。 は平安中期には  $\mathcal{O}$ 神器 収されたため、 の 一 温 明 所 殿に置かれ、 つである神 れていたが、 の 内侍所に置 尚 侍以 鏡 かは、 ここには内侍の 平安前期までに蔵 下 令制 0 女性職 かれるようになった。 におい 員 ほか主殿や が て 司 は 所 蔵司 の職掌の 属 した後 納 掃 部 内 大 め 宮

間 光は死穢 右 (97)参議藤原正光は、 記 『は穢を忌むことになる(『北山抄』 『骨に沿って供奉した(『小右記』七月二十日条)。この場合、 七月九日条)、 (改葬) に触れたことになり、七月二十日から数えて三十 後に円成寺に納骨所を作り遺骨を安置した際にも 条天皇の葬送に骸骨を首にかけて移 巻第四、 拾 参議正 L 小 H

遺 参入できない。 羅抄 脩子内親王 0) 法要については 下、 雑穢事)ため人々が参集する場には なお、 『権記』に詳しい。 条院で行われた四 + 九

藤原道隆

藤原隆家

藤原定子

条天皇第一皇女。 (徳二年十二月 同母弟妹に 寛弘二 (九九六~一〇四九) 翌年 品に叙され、 年 また本封 敦康親王・ 母 Ė 十六日誕 月 は皇后藤原定子 0 品に の 年官 五 生。 ほ 媄子内親王 に叙され、 か 着裳。 翌 年 年爵を賜 000 (関 更に翌 124 一月内 旦三 戸 が 白 藤原兼家

敦康親王

100 敦康親王

(九九九~一〇一

八

回

129

Ŧī.

124

品に叙さ

れる。

年正月には

親王宣下。

女)。

えら 原隆家 推ぜられ、 れ る。 (九七九~一〇四 隆家は伯父 (下記系図参照) 四

藤原道長

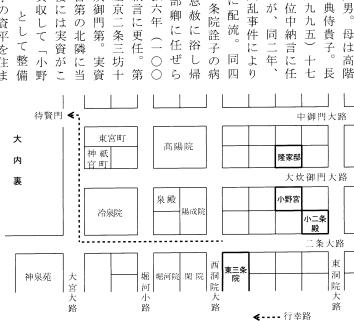
1

藤原彰子

敦良親王

敦成親王 (後一条天皇)

れ、京、 宅は、 たり、 町 年、 花 ぜ 歳 徳 0  $\mathcal{O}$ 九 に 但 成 忠女 地を ょ 小野宮第 Ó 馬 Ш 6 で 元 従 年 中納言に更任 る恩 院 大炊御門第。 寛弘六年 兵部 東三条院詮 れ 玉 (D) 闘 買 後には実資 左京二条三坊 12 乱事 九 典 収 位 卿 赦 配 中 九 侍 L の北隣に に 流 件に て 納 五. 貴 同 任 浴 言に 小 0 んがこ ぜ L 同 実資 + 0) ょ 帰 当 + 6 病 几 1) 任 七 長 野 第



Ļ 宮 せてい 北 宅 養 子 た(『平 (T) لح 資平を住 -安京提要』)。 ま

脩子内親王 媄子内親王

して、 司 前但馬守平生昌の三条第において誕生。 (道 条天皇第 年四 入ることとなった。 隆 [月親王となるが、 四 宮藤原彰子が後見することとなり、 皇子。 が後見することとなった。 母は皇后藤原定子 但し、 十二月、 寛弘五年 母定子が薨去したため、 (一00八) (関 翌. 白 しかし彼女も二年後に死 一年二月牛 道隆女)。 事 ·実上藤原道 道長の外孫 車 長保元年十一 の宣旨を賜 叔母御! 長の 敦 庇 || || || || || 成 護 月

一月十七 同七 ち 年  $\tilde{O}$ 日に至り薨去。 Ł 後 月 完服。 条天皇) 一品に叙され、 が 時に二十歳、 誕生するや、 大宰帥に任ぜられる。 敦康は 品式部卿であった。 括え置 か れる形とな 0

#### 101 二条家

二条殿と呼ばれた。 月二〇日条)や讃岐前 行った。 邸宅は彼の娘を経 たが、 ○世紀後半、 移り、 は惟正 議源清延に五○○○石で売却し、その費用で本邸の小野宮の造営を 原道長の (一〇一七) やがてこの地の所有権は播磨守源相方(『小右記』長徳二年七 彼女は幼くして死んでしまった。そこで実資は、 娘との間に生まれた娘にこの二条第を相続させるつもりであ 実際は道長の邸宅として使われるようになる。 邸 宅で、 この地には参議修理大夫源惟正 にここに豪壮な邸宅を建造し、 て、 のちの 司源奉職 その夫である右大臣藤原実資に伝えられ 小二条殿か。 (『権記』 長保元年八月二九日条) 左京二 これが二条殿または の邸宅があっ 条三坊十三町に所 道長は寛仁元 二条第を非 た。 の手 実

け

昌宅は、 敦康親王母である藤原定子が親王を出産し里第として使用した平生 親王が新造の竹参上宮に入っている。 長保二年の定子崩御後、 脩子内親王に献じられ、 長和一 一年に

#### 103 源頼光 (九四八~一〇二一)

に及んだ。 (親王)、 和源氏。 .励んだ。 美濃・伊予等の国守の歴任が日記類で確認でき、 大進から権亮に昇叙、 これら受領の 満仲の嫡男。 条天皇の 時 に内昇殿を聴され、 経験によって得た財力を以て摂関家 春宮坊への出仕は二〇年余に及び 内蔵頭にもなった。 三条上皇の うち美濃守は二度 一方で備前 院別当にもな 東宮 への追従 但馬 は 居

身符を盛る袋。  $\mathcal{O}$ ち、 随身符そのものをいうようになる。 奈良時代

> 左腰の ると、 魚袋を解かせたが に対して、 和二年九月十六日の土御門第行幸に、 者〉」(『小右記』) ΞĘ, が付いてい 袋」とあり、 (『小右記』)。 ない 除 が 衛府之外皆佩魚袋、 大儀 慣 医に伝 飾太刀に対し、 例があったことがわかる。 て、 資平が実資に報告し、 京内) (朝賀・大嘗会等)、 長徳 わり、これ 石帯の第一第二の石の間につるした。 と見え、 によれば、 元年正 雲上人の嘲弄は甚だしかったというものがある 右腰につるす飾りとなった。 ;を持って宮門を出入りしたが、 二宮大饗也、 月二 正月三箇日以外の京 一元正、 日 0 実資から定頼父公任に伝えて公任が 儀 本日条と同様の事例としては、 行幸の際には 幸太上皇及母后宮 (節会・新嘗祭等) 藤原定頼が魚袋を着けていた事 或文云、 内 又三 0 「今日諸 行幸に 紺または紫の 箇 『西宮 日行 者、 に列する際 平 -安時 は 記 佩 魚袋を着 魚袋 卿着 着 I 魚袋 組 魚

#### 105

目を向けること。

#### 十二日条 包

# 〔読み下し〕

前此 後諸卿を 十二日、 -納言頼 擲采し給う。 の事無きなり。 通 • 癸 丑。 御前に召し衝重を給う。 隆家、 申 同 剋許り参内す。 碁手等を置く事昨日の如し。 参議懐平・実成、 時事了んぬ。 頭通任 左大臣 迺 ち退出す。 三位中将 益勧盃、 内 大臣、 二人 続酌を取る。 戌刻。 御前に進み聚攤を打つ。 〈教通・ 大納言道 頼宗〉。

#### 代語訳

十二日、 大臣公季、 癸丑。 大納言道 私実資は 綱 申 公任、 剋 (午後四 中 -納言 時 頼 頃 通 に参内し 隆家、 参 議 左大臣道 実成

諸卿 三位中 皇が最後に賽をふられれて、 らすぐに退出した。 将 この教通 げ は間違いだ。 前 に召 物などを置い 頼宗の二人も参内していた。 退出時刻は戌刻 御 重を給わった。 前 て準備をした。 iの勧盃では継酌はしないものである。 それと同時に打攤は終わった。 (午後十時頃) だった。 蔵 御前に進んで聚攤を打っ 人頭 の通任が杯を勧め 日 が暮れて、 私はそれ 三条天皇 総酌 昨日 いをし 天 غ カン は

く

諸

# 十三日条

中 打たしめ給うこと両日の如し。 を召し衝重を給うこと両日の如 1隆家・ 一出す。 甲寅。 頼通・時 参入の卿相、 黄昏参 光 内す。 参議懐平、 左大臣・右大臣・ 参着するの間、 右相府気色を 候 うに依る也。戌の刻、し。亦、御前に進み候い聚攤を打ち候う。 実成 内大臣·大納言道 已に以て秉燭す。 綱・ 即ち諸 公任 卿

参入した卿相 が察知したからである。 日・昨日と同様に打たれた。 暮れていた。一昨日・昨日と同 甲寅。 言隆家・ 諸卿は天皇の御前に近寄って聚攤を打った。 私は黄昏に 頼 左大臣・右大臣・内大臣・大納言道綱 通 時 戌の刻 光、 参 天皇の聚攤を打ちたそうな様子を、 内 参議懐平・実成であった。 様、 した。 (午後十時頃) 天皇はすぐに諸卿を召して衝重を給 内裏に到着した時にはすでに日 に諸卿は退出した。 (私 天皇も 実資)・公 右大臣 今日 一昨 が

# 十五日条

## [読み下し]

十五. 日 丙辰。 今明 労物忌⑸, な ŋ̈ 幡 宮 に奉幣す。 召使(1) 申して云わ

> きの由、 わく、 物忌により参入せず。 告げ送りて云わく、 告げ送りて云わく、 日右大臣伊勢奉幣 食実成 卿を催し申 今日 今朝左大臣召し仰せられて云わく、 と云々。 別に催し申せしめよ、てへり。 陣 定心有るべ せしむべし。 Û: 入夜頭馬頭来たりて雑事を語るの次いでに云わく、 大嘗会 検校 (1)、 今日参らざるの事左府の気色不快、 の日を定め申す 所労有るの由 8よ、てへり。件の定、御即位(コ・大嘗会(ロ) 但し下官ならびに皇太后宮大夫必ず参入す 参入すべし。 を答う。 〈今月廿七日、 下官・左衛門督 是左大臣催さるなり、 今日定め申すべきの 大外記敦頼(三)申し送りて云 御即位(①・ てへり〉。 〈頼通〉・左兵衛 てへり。又入夜 資平内より 事有り。 てへり。

## 〔現代語訳〕

菅野敦頼から 忌で参入できないので、 できないので、 右大臣顕光が上卿として伊勢奉幣の日時を今月二十七日に定め申 任がやってきた。 大嘗会の雑事に関するとのことだ。 命じられたのです」と連絡があった。 資)と権大納言公任には必ず参入するように、 ねばならないことがあるから諸卿を招集しなさい。ただしあなた様(実 左大臣道長殿がご指名で催されたものです」と連絡してきたが、 がやってきて、 五日、 不快な様子を示していました」と内裏から告げてきた。 大嘗会検校は、 丙辰。 「今朝、 「今日陣定が開催されますので参入してください。 石清水八幡宮に私幣を奉った。 今日 私 大嘗会のことなどについて色々と話すついでに、 明日は物忌である。 (実資) 私 左大臣道長が私 体調不良で行けない旨を答えた。すると大外記 (実資)・ が今日 権中納言頼通・ 夜になって蔵人頭・右馬 参入しなかったことに、 定めの議題は三条天皇の御 (敦頼)を召して『今日定め申さ 私は今日の石清水放生会に参 特別に呼び出しなさい』と (外記の命を受けて) 参議実成に決定したこ また資 左大臣道長 頭の藤 紅平は夜 したと 源通

とを連絡してきた。

#### 106 物忌 75 Ŧī. 104

必 を付 要な者 師 開門の め け、 書き は 夜前 際 進 自身も は縄 める物 いた札 12 . 参 を懸ける 冠や袖に柳の 忌簡 、籠させる。 を用 を陣 いる謹慎行為。 門 また廉 木で作った物忌札を付ける。 に立て、 などに蔵 暦に注され 当 日 閉門 人所 して外 出 納 毎 の書い 月 来者を禁じ (節 物忌軽 た物忌 切 陰

#### 107 石清水八 、幡宮

涼殿で て諸 神 年 鎮 ₽ ためで 日 Ш 前 车 月には幣帛を奉り、 護  $\mathcal{O}$ 宝 城 九四 国綴 国 節会に准 八月十 玉 「拝した。 半幣され、 に准じて行 「家の神とし 舞を奉 佐八 0 元年大和 分がほ 宇佐の本宮に 郡 五. 、幡宮から八幡神を勧請することとし、 封戸二五 じて奏楽され、 日に行わ 異 ぼ 納して臨時祭を行 現 本 例 た。 玉 在 Ė (変にあたっても必ず勅 われることとなった。 |大安寺 条で実資が となった。 0 礼 烟が奉られ、 告文を捧げて新羅寇賊平定を祈らせた。 同 京 .准じ六字の神殿を建立させ、 七年四月には楯・桙・ 都 の大法師行教 天延二年 府 八幡市 延久二年 7石清 放生会は宇佐宮に V. 水八 男山 同 (九七四) 天禄 五 (一〇七〇) 創 I峰に鎮 、幡宮に 年四月 使祈願が (俗姓紀氏) **慰建以来、** 年 奉 賊 座。 より当日 鞍を奉 九 一幣し あ 倣 徒平定の奉賽の よりその ŋ, 天皇即位 V 七 木工寮権允! 石 翌二年四 の 子納し、 た 一) より三 清 奏請によって、 貞観五  $\mathcal{O}$ 更に天皇も清 雅 水八 ĺ 楽寮に + ,幡宮寺 放 神 0 月 ※生会の 際には 军 天慶三 幸 月午 ため 年十 仰せ は Ė 請 ŋ

#### 108

中・ 太政 官 で 雑 用 に当 「たった微 官。 太政官召使 0 定 員 は一

> 諸 般

例 じ

を召 部 省 分か が したり、 散 ,を催、 れて 位 年三十 すなど多様であった。 公卿のもとに遣わされ 勤 務した。 九以 その 下 'n 容儀 職 務 は ある者を採 外 記の 儀 式 伝 0) 達 際 り、 事項を申 上 毎 瀬の 月 五. 宣を 人ず う上 陣 受け 定

#### 109

が 議

務は、 平安中 参議 がある では上 に対する軍 の見解を並 たのが陣定である。 あくまでも 文書や先例などの関係文書を回覧したのち、 任の公卿を召集し、 (定 項 通 政官 記 いとす 臨 天皇または摂関の最終的 例の手 が による論議 大 その たる大小さまざまの 席 と呼ばれ、 時 が、 0 諸 期に あ 領 Ō Ź 弁の兼任 者から) 審議と、 司 6 や諸 際、 事 功 儀 審 記した定文を上 これがのちに中 続きである。 始 か 過 式関係及び 節会や即 議 ま ľ の根 の域を出 見解の妥当性は争われても議決することはなく、 玉 0 め 諸国申 順番に所見を述べて 更に陣座 た朝 [察事 最終的 が原則)が書き留めて定文を作成することになって 準 仏拠としては、 当日の参会者 諸 全体の手順は、 項 位 人から 延の 備 このうち、 等 請 対 [なかったが、 には L ・大嘗会・ 公事 雑事: 外問 を含み、 卿 政 た (仗座) 納言や参議 が蔵 天皇 務執 な判断を仰いだのである。 Ō 旧 等 が 題 申 例 先例 議題となって合議され 0 人頭に付して は の決裁を経て政策に具 請 行 文書 地方 叙位 文字どお 大葬 を国 審議に関しては令制 天皇の命を受けた上卿 示された議題につい 事項の実務処理  $\mathcal{O}$ の占 議 「定 B 行 事 政審議の場とするようにな 形 をも構成員とする 太 申 める比率 政 任 改 の内容は、 式。 政 元など、 事項 り行政・ 官 席 Ļ 官 次の低い 太政官を (軽事は口 除目 ô 文 が大きく、 ほ 諸 が、 殿 卵の など 司 か、 朝 神 の 事 延に て申 従って陣定は 者 の 中 法 体 担 勘 1頭で) 発言 から が事 官 議 化 心とする 文 公 立 仏事をは 乱 お 文 政 部 など 卿 ける恒 官会議 法 や犯 前 れ 局 间 上奏 諸卿 一容を 調度 に見 るの 例

VI

たる最高の審議機関であったと評価できよう。 につれて政務執行の中心に位置し、 めった。 続文」として供され、 それゆえ、 陣定は、 時には 令制の 諸 道 平安後半期において朝政全般にわ 太政官機構が簡略 特に明 法勘文が徴されることも 化 形式化する

#### 110 菅野敦頼 (三—72・四— 126 五 | 101

どであった。 除目を注送するなどして実資の信頼を集め、 した馬を与えたりしている また万寿二年 生没年未詳。 藤原実資家家人として、大外記在任中は叙位の清書を密見させ 内膳典膳、 実資もこのような敦頼に対して給官を藤原道長に請 (一〇二五)二月には淡路守赴任に際して道長から拝領 筑後守、 大外記、 大膳大夫、 「親昵家人」と呼ばれるほ 淡路守を歴任。

年

#### (11) 即位

せた。 奉幣して即位の旨を奉告、 礼服御覧の儀もあった。更に式日に先立って勅使を伊勢神宮に派遣 女孺たちを、 日時を勘進させ、 天皇の位につくこと。 儀場は大極殿が常例であったが、 その後叙位のことがあり、 詔書を読み上げ、 王公百官再 天皇は礼服 また大極殿の焼亡によって陽成天皇は豊楽院で、 当日は親王以下王公百官礼服を着して大極殿の前庭に参列 安徳 拝ののち、 (冕冠・袞衣) を着して大極殿上中央正 上卿をして選定させるほか、当日天皇が着御する唐風の 天皇は紫宸殿でそれぞれ行われた。 王公百官再拝舞踏し、 また擬侍従など当日の各職掌に当たる官人・命婦 宣命使 即位の儀では、 終わって再び拝礼、 また告陵使を近陵に遣わして即位を告げさ (中納言が通例) 冷泉天皇が不予のゆえに紫宸殿を用 あらかじめ陰陽寮に命じて式 武官は旗を振り万歳を唱える。 万歳を行って終わる。 が版位について即位 面の高御座に昇る。 後三条天皇は  $\mathcal{O}$ 

#### 112 大嘗祭

天皇即位 0 Ó ち 初 Ø て新穀を天照大神はじめ天神地祇に奉る儀

> たが、 までを含めて大嘗会と称する。 前日の寅日には鎮魂祭があり、 八月上旬抜穂使を両国に派遣、 ・主基の国郡を卜定し、 ば翌年十一月下卯 と称することとなった。 延喜 (八〇八) 以来散斎一月となり、 记祝詞 代始めのそれを践祚大嘗祭と称してこれのみが大祀となって やがて大嘗祭といえば践 式」では、 (卯日三 毎 検校と行事を定め、 即位が七月以前ならばその 年 口 の新嘗祭の宮中に行 の時は中卯) 九月吉日抜穂の儀が行われた。 卯 祚大嘗祭をいい、 、日の神祭りより辰・巳・午日 十月下旬主上の禊祓が行われた。 の日に行われた。 斎田にて稲の耕作を行 われるも 毎年のそれを新嘗祭 八月以後なら Ō を大嘗祭と まず悠紀 大同三 の節会

## 11) 伊勢神宮

り、 者を外宮といい、両宮を併せて伊勢大申宮、『ザくう とりけだい 正本学 と豊大神宮 と豊受大神宮 三重県伊勢市にある 皇大神宮 とぬけだいじんぐう 使わし とも呼ばれたが、 が見える (『小右記』)。 に 本日条で日時を定めた伊勢神宮 は、 天慶九年の例にならい建礼門に幸して伊勢奉幣が行われたこと 天皇即位の旨を伊勢神宮に報告し奉幣するもの。 への奉幣は、 の総称。 大神宮、 即 位 一儀に先立 前者を内宮、 二所大神宮など 八月二十 勅 七日 使を 後

#### (1) 検校 <u>≘</u> 74

もともと事務を検知校量することを意味するが、 |首の公卿をいう 職名としても用いられた。 Ŀ 휃 のうち、 恒例・臨時の 仁王会・大嘗会を主宰する大納言 儀式や政務を主催する のちにはそ

#### 十六日条 (奥

### 〔読み下し〕

に諷誦を修す。 十六日、丁巳。今日物忌なり。 めらる。 早旦大外記敦頼朝臣注し送りて云わく、 而るに 釋奠(リに着すべ し。 仍 夜部雑事を定 って清水寺心

### 大嘗会検校

大納言〈余、〉 議藤原朝臣 〈左兵衛督実成、〉 権 中納言藤原朝 臣 (左衛門督頼通、)

左中弁朝経<sup>(1)</sup> 悠紀<sup>(1)</sup>行事〈近江、〉 大蔵大輔内成(1) 是氏(i) 計頭吉平

中務大丞光成(亞民部権少輔任(亞 式部少丞行順(i)

主基行事 兵庫頭 聞( ) (28 右中弁重尹( ) (28 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) 兵部大丞光清(ヨ) 主税頭 為忠(126

大蔵大丞国基(亞 右大史善致(亞 民部大丞師光(3) 大監物 輔範

修理八省(コシ・ 豊楽院で

件の修理諸国に宛てらること已に了んぬい。

#### 御即位 . の 日 (十月十六日、)

莭 位以前奉幣使〈今月廿七日、右大臣之を行う。

権左中弁経通(エタ)い 昨日定め宛てらる、 わく、 御即 てへり。 ;位并びに修理八省・豊楽院等の事を行うべ

右中弁重尹来たりて云わく、 てへり。 今日重日(国に依り大嘗会の雑事を答えず。 主基行事に定めらるるに依り、 只 参り来る所 前例文書

其を尋ぬべきの由を示し了んぬ。

## (現代語訳)

てきた。昨夜定められた内容は以下の通りです。 早朝に大外記敦頼が 卿をつとめるので、 十六日、丁巳。今日私(実資) は物忌である。 (無事に務めを果たせるよう) (即位日時定め・大嘗会雑事定の結果を) しかしながら釋 奠の上 清水寺に諷誦を修した。 記し送っ

## 大嘗会検校

大納言藤原実資(私) 権中 納言藤原 頼 通

参議藤原実成

悠紀行事 近江

左中弁藤原朝経 大蔵大輔橘内成 主計頭安倍吉平

中務大丞源光成 民部権少輔源任 式部少丞橘行順 左大史直是文永

主基行事 丹波

右中弁藤原重尹 主税頭惟宗為忠 大監物永道 輔範

兵庫頭源聞 右大史伊岐善致 民部大丞中 原師光

兵部大丞源光清 大蔵大丞橘国基

#### 修 理八省院 (朝堂院)・豊楽院

これらの修理については、すでに諸国に割り宛てられた。

# 御即位の日程は十月十六 御即位以前に発遣する奉幣使は今月二十七日に、 H

右大臣がこれを行う。

左中弁藤原経通 以上です。 からも、 御即位の 行事スタッフ、 八省院 豊 楽院 の 修 理

えなかったが、前例文書などを調べておくように指示しておいた。拶にきた。私は、今日は重日に当たるために大嘗会の雑事については答グにきた。私は、今日は重日に当たるために大嘗会の雑事については答右中弁藤原重尹が「主基行事所の行事弁に(私が)定められたので、の諸国分配が、昨日定め宛てられました、と報告してきた。

#### (11) 釈奠

条の日付は十六日であり、 と八月の上丁日に主として大学寮で行われた。 孔子やその弟子 上丁から中丁への変更は、 文人らの釈奠詩は、 の内であることによる(『権記』)。 (十哲)を祀る大陸渡来の儒教儀礼。 平安朝漢文学作品として数多く遺っている。 八月の上丁は六日、 上丁 (六日) が一条院の四十九日 十六日は中丁に当たる。 宴座の席上披露された 春秋二回、 +-二月 本日

# (11)清水寺 (三-75)

道長・実資・頼通・師通・師実・宗忠・頼長など、 陽三十三所観音の札所である。 北法相宗総本山となる。 地として浄土願生者の信仰を得た。 城国愛宕郡、 もとは興福寺末、 除病延命・ 録に見えて枚挙にいとまない。 現在の京都市東山区清水にあり、 増益に験ありとされ、 法相宗・真言宗を兼ね、 本尊十一面観音、 本尊十一面観音の霊験は早くから著名 院政期になると聖の住所・ 白河院・堀河天皇、 西国三十三所観音霊場・洛 第二次大戦後独立して 音羽山清・ 貴顕の参詣 何水寺と称す 藤原忠平・ 往生 参 籠

## 11) 悠紀・主其

嘗祭の神事を行う大嘗宮も、悠紀殿・主基殿の二つの神殿からなる。卜定されるが、その第一の国郡を悠紀、第二の国郡を主基という。大大嘗祭に際し、その神饌・節会に用いる新穀・酒料などを奉る二国が

基に丹波国天田郡が選定された(『御堂関白記』『権記』)。 して幕末に至った。本日条の卜定の結果、悠紀に近江国坂田郡が、主円融天皇以後は、悠紀は近江国に、主基は丹波国または備中国に固定

# 1) 藤原朝経(九七三~一〇二九)(三—78

もに、道長に私的にも接近している。参議に任ぜられた。『御堂』によく登場するが、有能な官吏であるとと位蔵人、右大弁、蔵人頭等を経て、長和四年(一○一五)二月十八日朝光男。母は重明親王女。寛和二年(九八六)十一月二十日叙爵、五朝光男。母は重明親王女。寛和二年(九八六)十一月二十日叙爵、五

### (11) 橘内成

陵頭。 大輔。 位。 橘雅文の男。 問さる(以上『御堂関白記』)。寛弘八・八・一一、大蔵大輔内成[五 前日顕光の家人、藤原能通第に濫行あり。 る二十一社奉幣の広田使に替任す。寛弘四・正・九、 長岑忠義の罪名を奉らしむ(『権記』)。寛弘三・八・一五、 右記』にみえる。 大嘗会の悠紀行事に定まる(『小右記』)。同一〇・七、 内成宅焼亡す。顕光、堀河第の廊を与えている (『小右記』)。 御前をつとむ(『権記』)。 子に孝親がある。 寛弘二(一〇〇五)一〇・一〇、 孝親のほか、 寛仁元 (一〇一七)・一〇・一八、 顕光の家司内成、 子法師のい 内成朝臣をして、 大蔵大輔内成。 この日召 天変によ 侍従大蔵

#### (120 源任

嵯峨源氏、 使となり媓子の許に赴く。同・六・二〇、 堀 河院に退出に供奉す (1011),八,一六、 (以上『小右記』)。 従五位下に叙す。 阿波守任朝臣。 源松の男。 天永元 蔵人、大膳大夫、阿波・豊前 中使となり中宮 (以上『親信卿記』)。 民部権少輔任。 (九七三)・二・二一、 [遵子] の許に遣わさる。 左近将監任。 大嘗会悠紀行事にさだめら 天元五 (九八二)・三・ 左近将監源任。中 伊賀等の守に任 女御

# (12)文永(伴久永か)(四―13・五―10)

記』)とみえる。 に足らずとなされる (『権記』)。長和元 行事となる(以上『小右記』)。同・一二・一八、大夫史久永。 七・一二・一七、 伴久永:寛弘三 (一〇〇六)·三·二八、 (につくる)。 悠紀行事をなす。 している。 長和五・六・三〇、 史久永。失礼す(以上『権記』)。 史久永。 八・一六、左大史文永 (につくる)。 同・六・三〇、 久永宿祢。 (一〇一二)・六・四、 史久永。 久永宿祢 障りを申し不参 結政に奉仕す。 寛弘八・七・ (以 上 その職 史久長 『小右 寛弘

### (122) 直是氏

える。 堂関白記』)。寛弘七・閏二・二三、仁王会の弁をつとむ。 是氏申文 (『権記』)。寛弘六・八・一三、 紀』)。寛弘四(一〇〇七)・七・二三、史是氏。同・一二・二九、 譲る孝養により免さる(『御堂関白記』)。 (『権記』)。 :祇大祐直是盛の男。長保元(九九九)・五・一一、 (『小右記』) 寛弘八・八・一六、大嘗会の悠紀行事に定められる。 史是氏。長和元 (一〇一二)・正・二七、 同・一二月、右大史。 とその活躍がみえる。 正六位上、 史是氏。 同 、宿祢 四・三~九・二九、史 史直是氏。父に入内を 申 (『符宣抄』) 文の事あり 兵部 少録 史是氏 と見 『御 史 世

#### (123)源光成

生没年未詳。 藏人(陽明文庫本『後拾遺』 際して定頼との贈答歌がある 越後守源致忠男」とあり、 前 守 従 四位下 - 致書男。 勘物)。 父の名が相違する。『後拾遺』に讃 (四八七)。いわゆる一首歌人。 中務少丞。 但し『勅撰作者部類』には 後朱雀 \*東宮 あ

#### (12) 橘行順

舞人に定まっていたが、障りを申し替わる。長保三・四・八、御灌仏障りを申す。長保二(一〇〇〇)・三・一七、この日も石清水臨時祭の長徳四(九九八)・三・二〇、行順。石清水臨時祭の舞人であったが、

記』)。 順。同・八・一六、式部少丞、大嘗会の悠紀行事となる(以上『小云に祗侯す(以上『権記』)。寛弘八(一〇一一)・二・一、兵部丞橘行

# 125)藤原重尹(九八四~一〇五一)(三—

78

寿三年 兵衛佐、 大納言辞退の代わりとして右中弁となる。 大納言懐忠男。 (藤原妍子) 左近衛権少将、 権亮、 母は宮内卿藤原尹忠女。 蔵人頭。 播磨権守、 伊予介等を経て、 長元二年(一〇二九)参議となる。 右大弁、 長徳五年 造大安寺長官等を歴任 その後、 寛弘六年 (九九 左中弁、 (一〇〇九) 九 皇太后宮 父の 右 万

## 

記』。 る のと思われる。 子敦良親王の産養で読書役を務めるなど、 生没年未詳。 (『御堂』)。 明経博士。 長和三年 寛弘七年 時用男。 (一〇一〇) 三月三十日、 藤原道長女彰子腹の一条天皇第三皇 正月二十四日以前に卒去 かなりの信頼を得ていたも 主税頭に任じてい

## 127 永道輔範

記)。 長徳元(九九五)・一〇・一、 奉仕し、 りを申す。 御鎰奏を仕る。 永道忌日による (『小右記』)。 すでに二〇年に及ぶ。 (『紀略』 『小右記』)。 寛弘八・正・一六、踏歌節会に造酒正代となり (以上『小右記』)。 议 『御堂関白記』)。 寛弘二 (一〇〇五)・五・二三、 同・八・一六、大監物輔範。 長保三・一二・二七、 長保二 (一〇〇〇)・一〇・一五、 伊豆守輔 長和二 院判官代に任ず。 範 (一〇一三)・四・二七、 大監物輔範。 参上し、 長徳三・一〇・一、 平野奉幣の次官となる 大嘗会の主基行事に任ぜらる 道長に馬四疋を献上している その後、 大監物輔範宅に 旬儀に不参せるは 伊豆守に任じ、 大監物永道: 大監物輔 大監物となりて 雷公震す。 、以上『権 輔範。 障

#### 128

和五・三・六、 六)・九・二二、 相 八の除目に源 右記』)。同・一〇・一六、三条天皇御即位に奉仕 (一〇一三)・九・一六、 経の 撲召合に奉仕す Ŧi. 寛弘八・八・一六、 位。 従五位下に叙す。 仁王会の右堂童子をつとむ 同 兵庫頭聞朝臣。 (聞の誤記か)。 兵庫頭聞。 (『権記』)。 行幸競馬に標勅使をつとむ(『小右記』)。 兵庫頭聞。 長徳三 道長第行幸の競馬に奉仕 長保四 (一〇〇二)・一〇・六、 肥前守に任ぜらる(『小右記』)。 薦奏を奏す(『左経記』)。 (九九七)·七·三〇、 大嘗会主基行事に定まる(『小 (『世紀』)。 (『権記』)。 寛弘三 (一〇〇 (『御堂関白 同 兵 · 四 · 庫 長和二 兵 頭 庫 聞 頭

# 129 伊岐善政

る 行事に奉仕す 衛門府当月諸用途料注に、 大嘗会主基所 右少史として奉仕す(以上『権記』)。寛弘七・一〇・三〇、 に史として奉仕したが、 九・一七、 (和元(一○一二)・三・一、陣申文(『御堂関白記』)、同・六・四、 少史を経、 (『小右記』宣致につくるが善政のことか)。同・一一・八、 寛弘八・八・一六、 右大史にいたる。 史善政 (『権記』左大史伊伎善政につくるが、右大史の誤記か)。 (『小右記』)、 (『小右記』) の働きが見られる。 失礼四度に及ぶ。同・三・一四、 大嘗会主基行事に右大史として奉仕してい 諸社奉幣料についてみえる(『延喜式裏文 同・八・二九、官奏 寛弘六 (一〇〇九)・正・一〇、 (『御堂関白記』)、 申 史善政。 文の事に 御斎会 陣 一中文 同

## 130 中原師光

に定められる、 文を書写するよう命じられる、 実資家家司。 の病状を実資に伝える、 の初度上表使を勤めるなどの活動が見られる 長和元年ごろから実資と師光との関係が日記に散 実頼 忌日法事への入礼、 仁王会の家加供のことについて行事書 病気・焼亡見舞、 道長への任大臣申慶に随 賀茂祭の本主の (渡辺直彦 「藤原実 前 従  $\bar{o}$ 駆 廻 道

> 二〇〇八年)。 経生中原師重の明経得業生進学をめぐって」〈『日本歴史』第七二七 い、得業生進学後は師重も家司の一員に加えられた った師光は本主実資に息子師重の明法得業生進学に便宜を図ってもら の作成に師光ら儒者家司の学殖は大いに役立ったであろう。 九 家 七二 家司 実資家が発給する家文書の作成、 ごの ·研究」<『日本古代官位制度 実資の教養形成、 実資が日記や書状に引用する章 実資が用意する公文書案など の基礎的 研 (下向井龍彦 兖 吉川 家司とな 「明

提

### (13) 源光

されてい 豆国に流された。『小記目録』一八によると、 伊勢大神宮の伊賀神民が伊賀守光清の非法を訴え、 官藤原栄光の従者どうしの闘乱が見える。 守を歴任。 生没年未詳。 『御堂』寛仁二年(一〇一八)閏四月三日条には、 斎院長官としての勤務のようすが『小右記』に見えるほ 致文男。 文章生から兵部大丞、 長元二年 同五年四月二十八日に 式部丞、 斎院長官光清と次 同三年十二月に伊 (一〇二九)七月

# 132) 源国基 (源国挙と同人もしくは兄弟

に任じ、 徳四 源国挙 (〜治安三 (一〇二三)・九・二〇):源通理の に推挙し給う。 永祚元 (九八九)・正・二三、 良実女である。国基につくる。 幡使となり宣命を給う。 を叙さる。 (行円)・国経・季範・公国がある がある。 (九九八)・二・一一、備中介(守カ)国挙。東三条院、 正四位下に叙す。 長保三・一二・二七、 永延元 (九八七)・正・二三、 長保二(一〇〇〇)・一〇・一一、東三条院別当。 同・閏一二・二〇、 兄弟に国基 国举、 蔵人、備中・ 国挙朝臣。 (『分脈』『系纂』)。 上﨟たり (衍か)・国政があり、 国挙朝臣。 若狭・美濃・但馬等の守 備中膳守国□。 内裏焼亡による奉幣の八 (以上『小右記』)。 男、 昇殿人となる。 女 母は主 (藤原 後院別当 解由を申 子に国輔 資 計 頼 允

病に臥し、 臣 余巻を道長に献じている(以上『御堂関白記』)。 人文章生国経、 置して (『権記』)。 中堂にて千部法華経を供養す。長和四 元後院別当、 いる 出家す 長和三 (一〇一四)・一〇・二一、 去夜出家す。 上 『権 (以上『小右記』)。 但非殿上。一条天皇の御葬送に山作所行事を奉 記 寛弘七・一〇・三、 寛弘五・三・二二、 · 四 · 昨日、 寛弘八・七 故源伊行の 美濃守 匹 前但馬守 但馬守 蔵 」国挙朝 男 国 远 の 学。 仕 但 百 蔵

#### 133 八省 (朝堂院

134 豊楽院 部を北域 .専ら宮廷儀礼の場であった。 .位・朝賀等の国家的儀礼や庶政を行う場であったが、平安宮のそれ 、内裏の正庁。朱雀門の正面にあって、 北域中央に朝堂の正殿である大極殿、 (大極殿院)・中域 南面する長方形の地に回廊をめぐらし、 (朝堂院)・ 内裏南西に位置する。 南域 その背後に小安殿がある。 (朝集院) の三段に区 本来、

5

#### 135)八月十五日に「八省院・豊楽院破損所々可令修理充文」 ころまでは盛んに用いられ、 は 倒 射礼・ -安宮八省院の西隣にあって、 築垣で囲まれ、 「基跡なし」(『玉葉』)といわれる状態となった。 康平六年 競馬・相撲等がここで行われた。一名、馬場殿という。 (一〇六三) 南面には中央に豊楽門が開かれた。 法会もあったが天慶八年 焼亡ののちは再興せず、 天皇が宴会を催した所。 豊楽院は延喜 遂に平安末期に (九四五) 大嘗会・ が 奏聞 周囲 北門 節 返 0 会

136)藤原経通 ばしば批判的であった。 権中納言懷平男。 叔父に当たる藤原実資は、 行事弁経通に下されている(『御堂関白記 (九八二~一〇五一) (三—78·四—126 母は中 納言源保光女。 彼の才学を認めながらも、 同母弟に資平が その行動には いる。 経 通 の

137 重 日

れた。 るという。 亥の日は陰の重なる重陰の日で、 いては忌まれはしないが、 陰陽暦道で指定する日。 禁中においては、 従ってこの日は、 重日の凶事奏上はやめるのが慣例。善事にお 十二支のうち巳の日 吉日でもないらしい。 努めて凶事を避け、 この日に行った行為は重なって生ず には陽の 「復日」に類似。 吉事をなすこととさ 重なる重 陽 の目、

#### 編 集 後 記

たが、 した。 も枚数制限もありません。 方々、また本号には間に合わなかった方々、力作を鶴首しています。 の卒寿記念号にできたらと念じています。本号に論考を寄せて下さった までも至らぬ弟子で恥じ入るばかりです。と言いつつ、次号は坂本先生 献呈論文集である本号ですが、 話四編、『小右記』訳注を揃えることができました。巻頭言でも書きまし いただいた玉稿二編、 『史人』 先生の米寿をお祝いする会を開いてすでに一年半が過ぎてしまい 先生から原稿をいただいたのが一番早く、 遅れに遅れてしまいましたが、ようやく完成致しました。 六号をお届けします。 弟子・孫弟子の献呈論文七編、『小右記』こぼれ いつでも何枚でもかまいませんので、 一番お待たせしたのが先生でした。 本号は坂本賞三先生米寿記念特 お祝い会より前でした。 ふるってご

と院生 盤で渡邊・ 寄稿下さい。 とりわけ渡 斎藤両君 編集終 二〇一五年

感 くれました。 くのミスを補正して 邊君の助力を得ま 謝します。 ずぼらな私の多 あつく

#### 史人

一二月二八日発行

第六号

広島大学大学院教育学研究科下向 編集発行 広島県東広島市鏡山 一丁目一丨 井 研 究室

082-424-7065

七三九

一八五二

TEL

shimoken@hiroshima-u.ac

印 刷 株式会社ニシキプリント

〒

向

井